

宮代町
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
＜改訂版＞

令和 5 年 4 月

宮 代 町

目 次

第1章 計画の基本的事項 -----	1
1. 計画の目的 -----	1
2. 計画の位置づけ -----	1
3. 計画の目標年度 -----	2
第2章 ごみ処理に係る課題 -----	3
1. 前計画で掲げた目標値の達成状況 -----	3
2. ごみ排出に関する課題 -----	5
3. 資源化・減量化に関する課題 -----	9
4. ごみの収集・運搬に関する課題 -----	12
5. ごみの処理・処分に関する課題 -----	13
第3章 ごみ処理量の予測 -----	17
1. 将来人口の設定 -----	17
2. ごみ処理量の予測 -----	17
3. ごみ処理量の予測結果 -----	18
第4章 ごみ処理基本計画 -----	20
1. 基本理念 -----	20
2. 基本方針 -----	21
3. 将来目標 -----	22
4. 施策体系図 -----	26
5. ごみの減量化・資源化の推進のための施策 -----	27
5-1. 減量化・資源化計画 -----	27
6. 環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進のための施策 ---	34
6-1. 収集・運搬計画 -----	34
6-2. 処理・処分計画 -----	36
6-3. その他の計画等 -----	37
7. 計画のスケジュール -----	38
8. 計画の推進と進行管理 -----	40
8-1. 計画の推進体制 -----	40
8-2. 計画の進行管理 -----	41
用 語 説 明 -----	42

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

宮代町（以下「町」という。）は、現在、久喜市とともに久喜宮代衛生組合（以下「組合」という。）を設立し、久喜宮代清掃センターにおいて、ごみの共同処理を行っています。

久喜市では、新たなごみ処理施設（以下「新施設」という。）の整備を進めており、令和9（2027）年度から新施設の稼働を予定しています。新施設の稼働に伴って組合は解散し、町のごみ処理は久喜市に事務の委託を行う予定です。

このようにごみ処理体制が大きく変化し、また町が最終処分場を有していないこと等を踏まえ、今後は町独自の発生抑制、減量化・資源化施策をより一層推進する必要があります。

今回策定する「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、長期的・総合的な視点に立った一般廃棄物処理のあり方を示すとともに、地球環境に配慮し、地域における循環型社会、脱炭素社会を形成することを目的とするものです。

2. 計画の位置づけ

「宮代町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物の処理に関する事項を具体化するためのものであり、町の一般廃棄物行政における最上位の計画に位置づけられます。

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、リサイクル関連の法律等の上位関係法令に配慮して策定するものであり、一般廃棄物のうち「ごみ」を対象とし、町のごみ処理の実態と、問題点の把握を行った上で、将来のごみ処理の方向づけを行うものです。

なお、本計画は、町が策定し、ごみの発生抑制及びごみの排出から最終処分に至るまでの適正処理を進めるために、必要な基本的事項を定めるものです。また、各年度のごみ処理に関する各事業の方法等を定める実施計画は、新施設稼働までの間は、町と組合の役割に応じてそれぞれが策定し、稼働後は町が策定します。

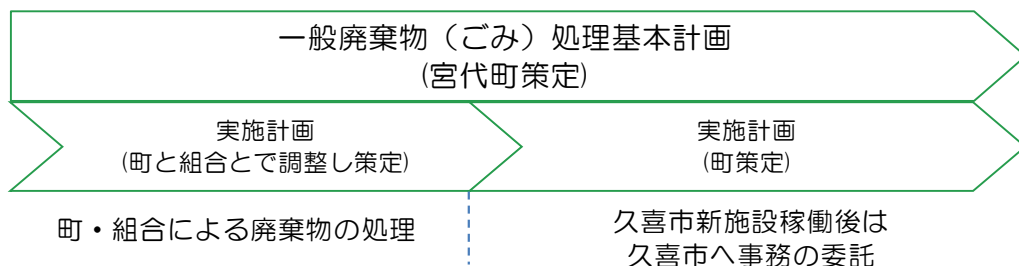


図 1-2-1 計画の策定主体

本計画で対象とする「廃棄物等」の内訳は次のとおりです。

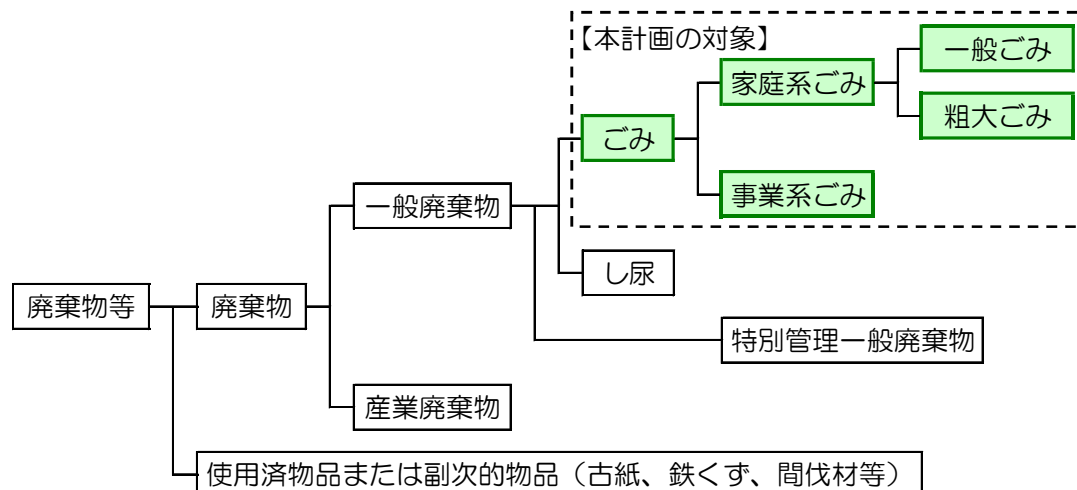


図 1-2-2 本計画の対象物

3. 計画の目標年度

計画は、令和 5（2023）年度を初年度、令和 14（2032）年度を目標年度とします。

なお、本計画は、初年度から概ね 5 年後、又は制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変化した場合などに、本計画で掲げた数値目標の達成状況や施策、取組の進捗状況等を踏まえた上で見直しを行うものとしています。

また、計画の推進を図るため、適宜その状況を把握するとともに、効果などについても定期的に確認し、必要に応じて新たな対応を講じていくものとしています。

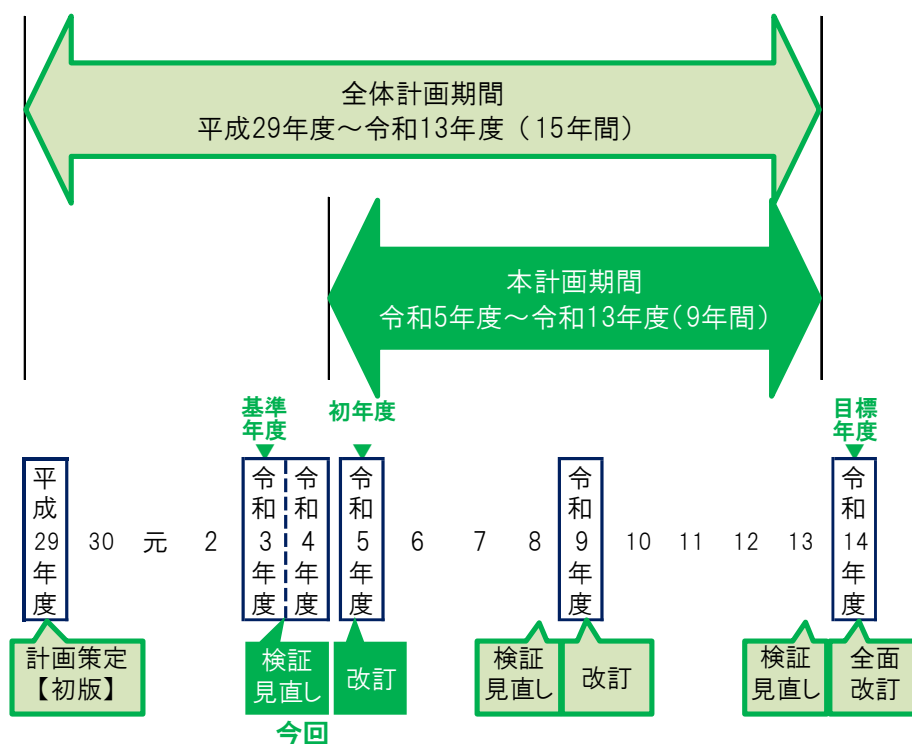


図 1-3-1 計画期間と目標年度

第2章 ごみ処理に係る課題

1. 前計画で掲げた目標値の達成状況

前計画では、4つの数値目標を設定しています。これらの目標値と、実績値の推移を次に示します。

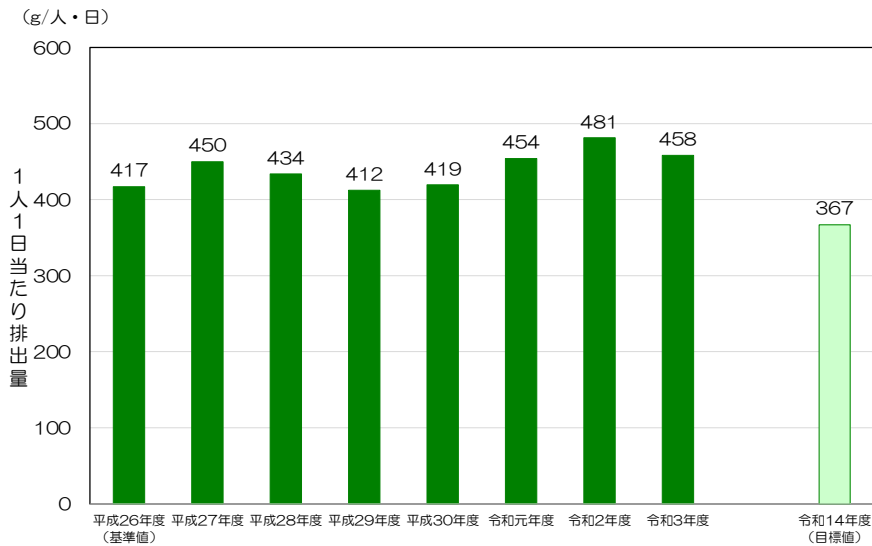


図 2-1-1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）の推移と目標値

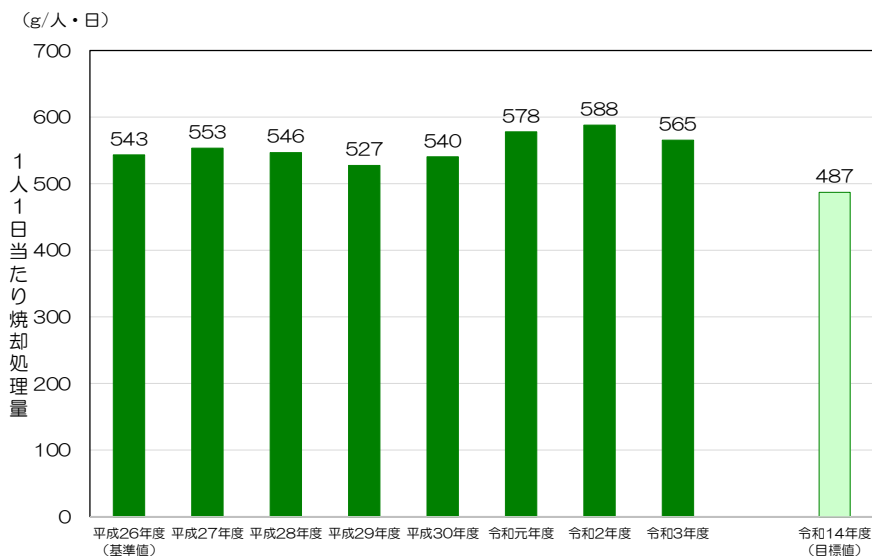


図 2-1-2 1人1日当たり焼却処理量の推移と目標値

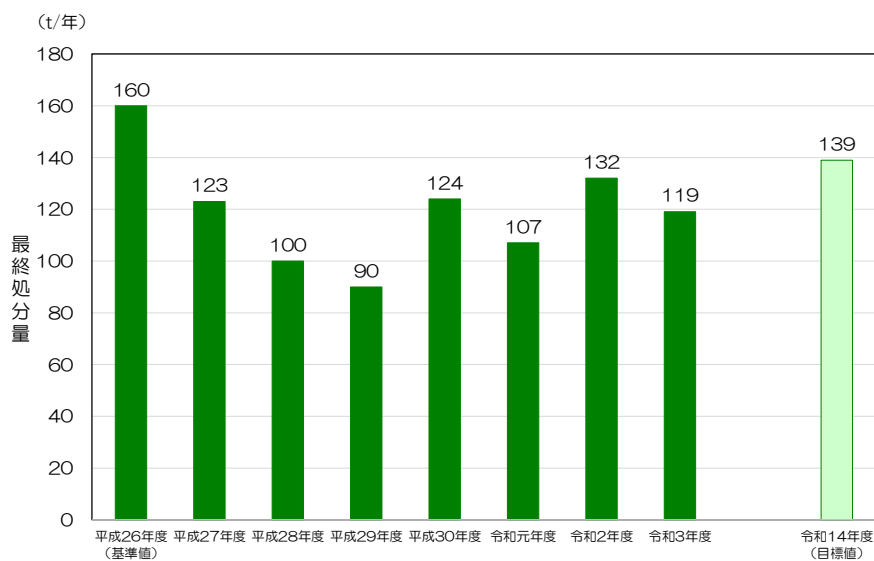


図 2-1-3 最終処分量の推移と目標値

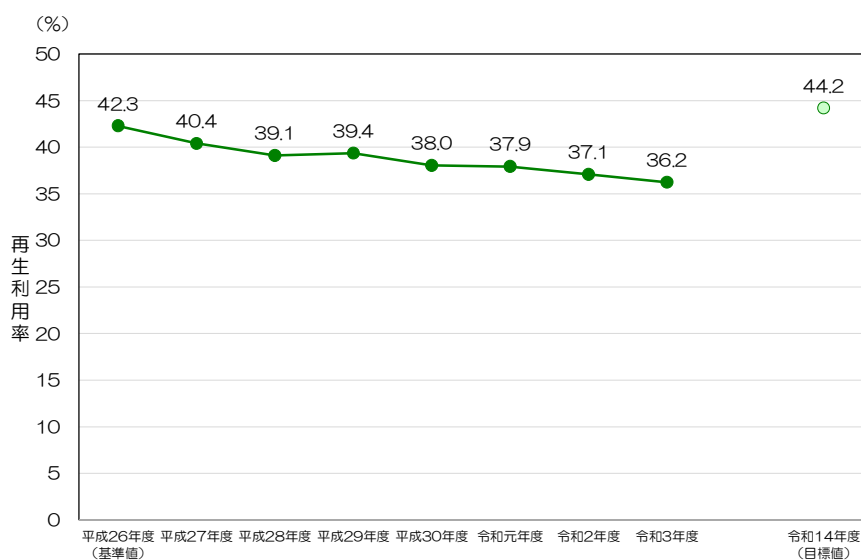


図 2-1-4 再生利用率（リサイクル率）の推移と目標値

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）と1人1日当たりの焼却処理量は、平成29（2017）年度を境に増加に転じました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2（2020）年度に直近8年間の最大となりましたが、令和3（2021）年度は多少減少しました。しかしながら、目標値との乖離は大きく、目標値達成のためにはより多くの削減が必要となります。

最終処分量は、平成27（2015）年度以降の全ての年度で目標値を達成しており、最終処分量削減の取組は十分な効果を上げています。令和9（2027）年度からはごみ処理を久喜市への事務の委託により行う予定です。また、資源プラスチック類は焼却する予定となっています。この場合でも最終処分量が増加しないよう、久喜市新施設の処理状況を踏まえた対応が必要になると考えられます。

再生利用率（リサイクル率）は、平成 26 年（2014）年度以降低下が続いています。これは紙類のペーパーレス化やスーパー等での店頭回収の実施、フリマアプリなど民間リサイクル事業の活用の広がり、生ごみ堆肥化事業の終了などによるものと考えられます。今後、リサイクル状況を把握・評価し、それに応じた検討を行うことが必要です。

2. ごみ排出に関する課題

（1）ごみの排出抑制の推進

ごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は平成 29（2017）年度まで減少傾向にありましたが、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度にかけて増加し、令和 3（2021）年度は大きく減少しました。ごみ処理経費及び最終処分量の削減を目指し、ごみの排出抑制に努めていく必要があります。

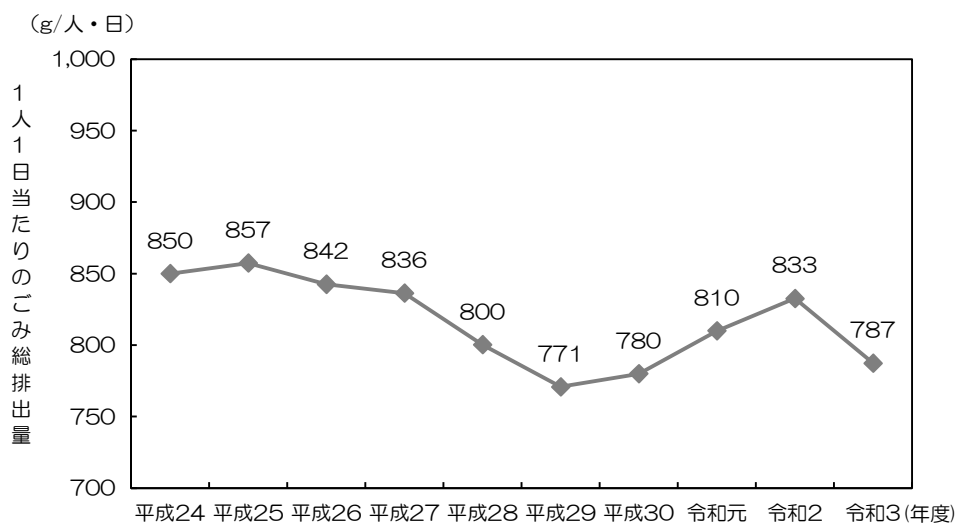
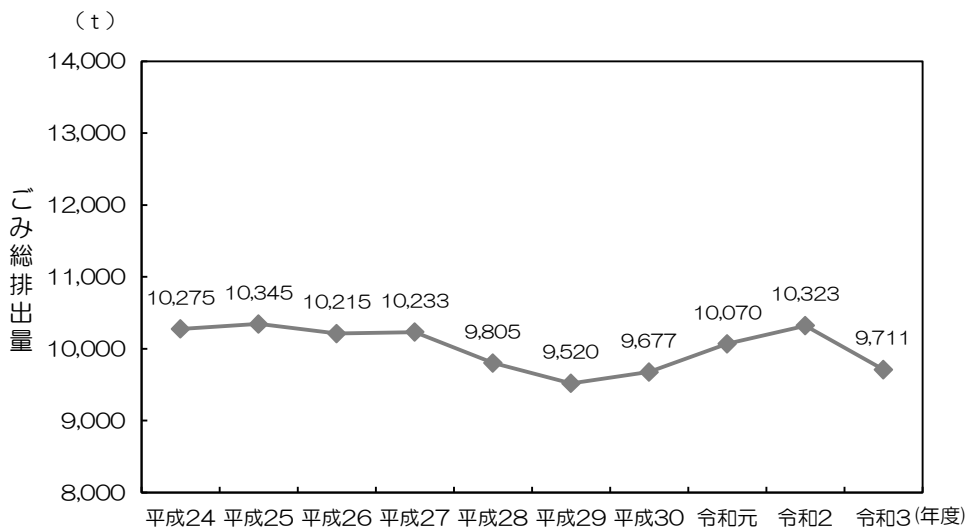


図 2-2-1 ごみ総排出量と 1 人 1 日当たりのごみ総排出量の推移

(2) 家庭系ごみの減量

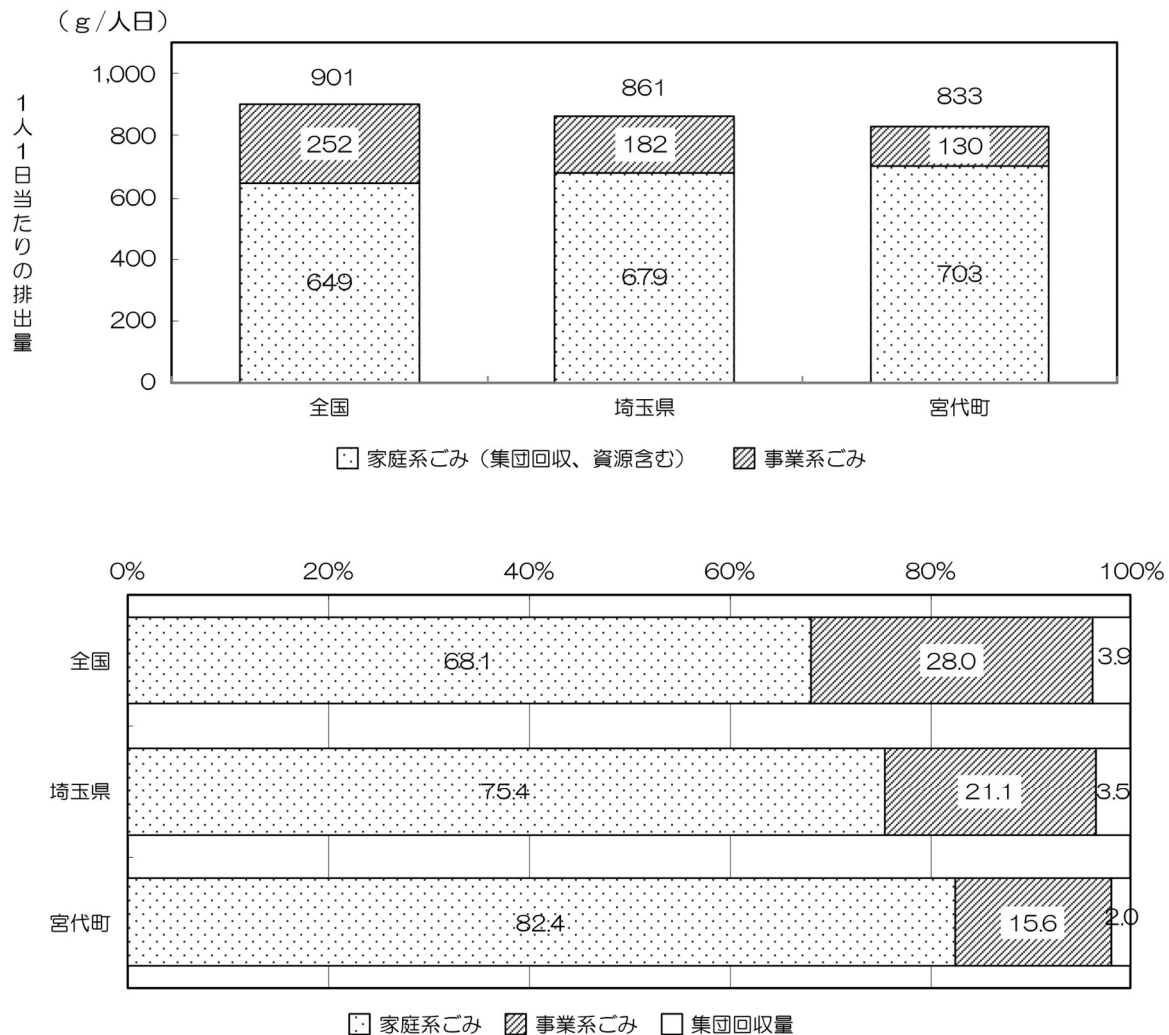
令和 2（2020）年度の家庭系ごみの 1 人 1 日当りの排出量は 703g/人・日となっており、全国実績値 649g/人・日、埼玉県実績値 679g/人・日のいずれも上回っています。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 2（2020）年度は直近 8 年間で最大の値となりました。令和 3（2021）年度は多少減少しましたが、引き続き家庭系ごみの減量化に向けて、ごみの発生抑制策を推進する必要があります。

(3) 事業系ごみの減量

事業系ごみは町内で発生するごみの 15.6%を占め、全国実績値 28.0%、埼玉県実績値 21.1%よりも低い割合となっています。

ごみ総排出量を削減するためには、事業系ごみについても減量に努める必要があります。このため、事業系ごみの排出実態を正しく把握し、効果的な発生抑制策を推進する必要があります。



※全国及び埼玉県は、環境省廃棄物処理実態調査（令和 2（2020）年度）

図 2-2-2 ごみ総排出量の構成比

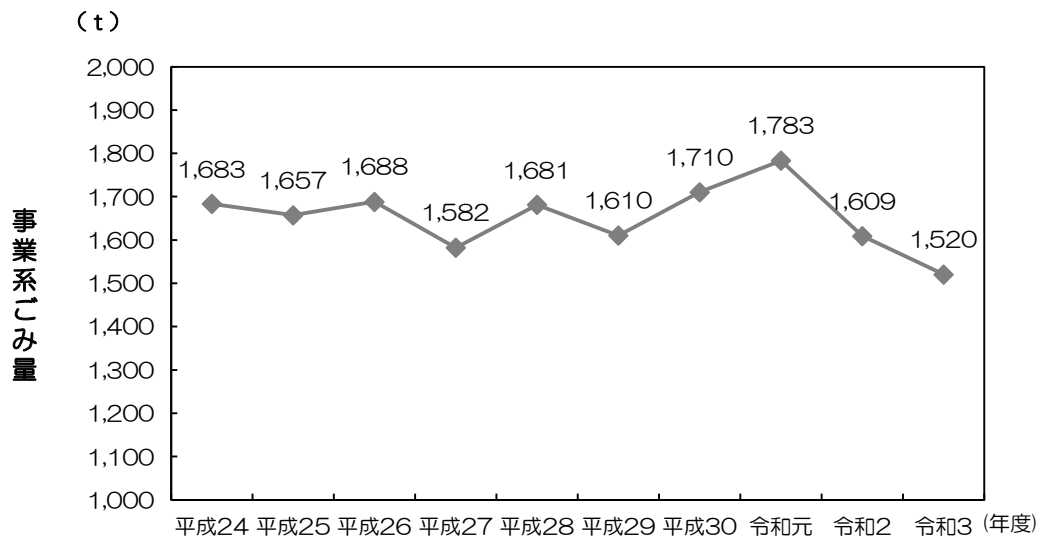
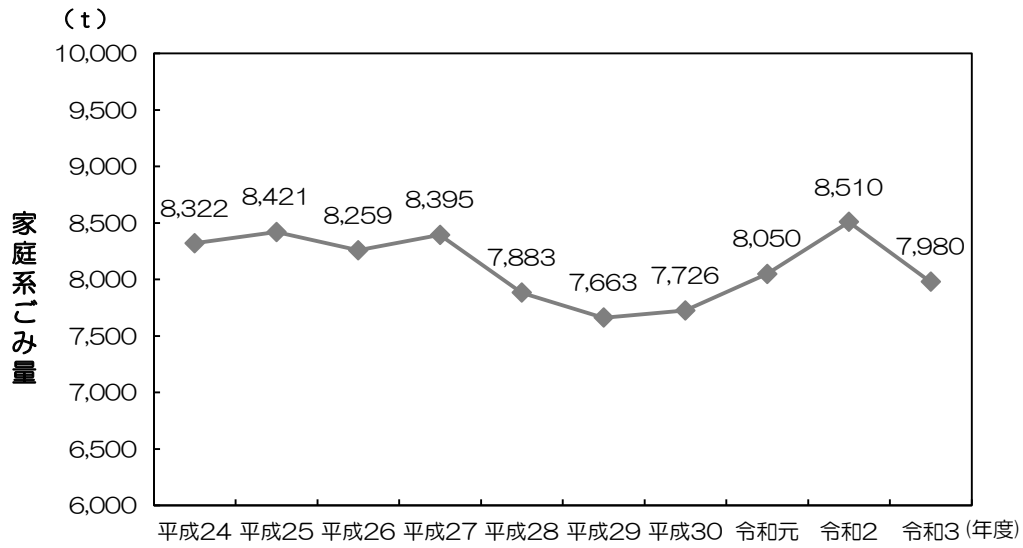


図 2-2-3 家庭系ごみ、事業系ごみ排出量の推移

(4) ごみ分別区分等の徹底

町では表 2-2-1 のとおり、ごみを資源物、有害ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの 5 種に大別し、さらに、資源物と有害ごみに関しては品目を細かく分けて排出しています。

そして、排出に際しては、資源物について資源化しやすい品質を保持し、ごみについて安全かつ効率的に処理するために、排出ルールや排出容器を詳細に定めています。ごみの適正処理、資源化を推進する上では、家庭や事業所において定められた方法に従い排出するよう、周知徹底していく必要があります。

表 2-2-1 ごみの分別区分（家庭系ごみ）

（令和 4 年 4 月現在）

分別区分	品目	排出容器	収集頻度
燃やせるごみ	燃やせるごみ	指定袋	週2回
燃やせないごみ	燃やせないごみ	指定袋	月1回
粗大ごみ	粗大ごみ	（粗大ごみ処理券）	電話・インターネット予約
有害ごみ	ライター	透明・無色半透明袋	月1回
	スプレー缶	透明・無色半透明袋	
	乾電池類	透明・無色半透明袋	
	蛍光管	透明・無色半透明袋	
	モバイルバッテリー等	透明・無色半透明袋	
	水銀式体温計等	透明・無色半透明袋	
	充電式小型家電	透明・無色半透明袋	
資源物	資源プラスチック類 （プラスチック製容器包装含む）	透明・無色半透明袋	週1回
	飲食料用びん	透明・無色半透明袋	週1回
	飲食料用缶		
	飲食料用ペットボトル		
	新聞（折込チラシも一緒）	ひもで縛る	月2回
	雑誌・ざつがみ	ひもで縛る	
	段ボール	ひもで縛る	
	飲料用紙パック	ひもで縛る	
布・衣類	ひもで縛る		

3. 資源化・減量化に関する課題

(1) ごみ分別の徹底

ごみの内訳をみると、燃やせるごみが最も多く69.3%、次いで紙類、布・衣類等が11.1%、資源プラスチック類が9.0%となっています。また、住民の努力により資源物（びん、缶、ペットボトル、紙類、布・衣類、資源プラ類）の分別量の合計は25.4%となっています。

一方で図 2-3-4 の燃やせるごみの湿ベース組成調査の結果によると、資源物である紙類、布・衣類、資源プラスチック類が多く含まれていました。

ごみの資源化・減量化の推進に加え、処理時の安全確保と処理施設の事故防止のためにも更なるごみ分別の徹底が必要です。特に資源物については、分別徹底により異物の混入を防ぎ、資源物としての品質向上を図る必要があります。なかでも、資源プラスチック類、ざつがみなどは、他の資源物と比べて未分別の割合がやや高くなっていることから、資源物の分別排出に向けた意識啓発やごみ出し指導等が必要です。

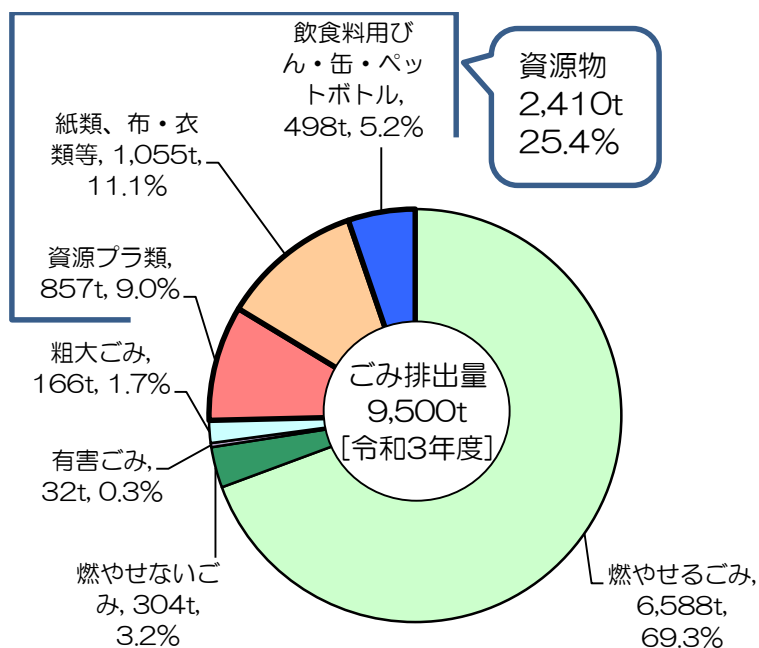


図 2-3-1 ごみ排出量の内訳（令和 3（2021）年度実績：集団回収量を除く）

(2) 紙類、布・衣類の分別徹底

資源物である紙類、布・衣類等の回収量（集団回収量を含む）は近年減少傾向にあります。一方で、集積所に排出された家庭系ごみの組成調査の結果では、燃やせるごみの中に資源化できる紙類がかなり混入しているケースがあります。

このため、資源化できる紙類の排出実態の把握と分別徹底に向けた呼びかけが必要です。

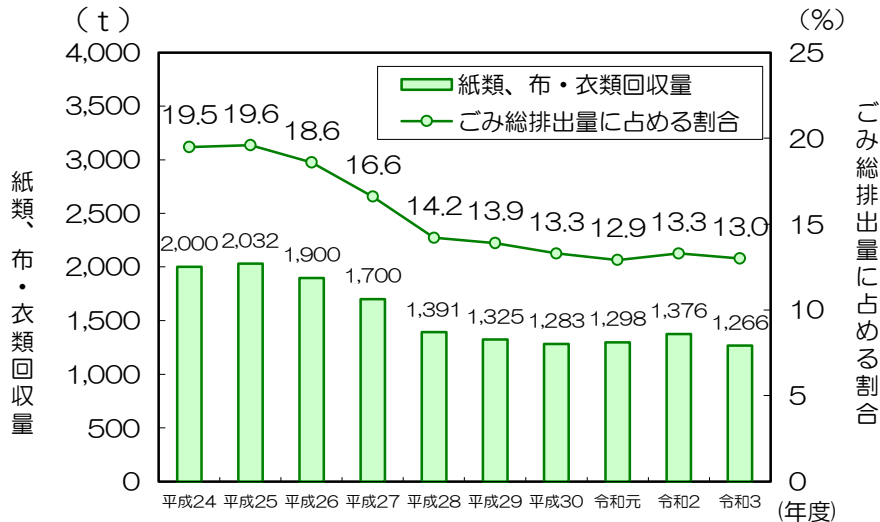


図 2-3-2 紙類、布・衣類の回収量の推移（集団回収量を含む）

(3) 集団回収のあり方の検討

資源物を住民が自主的に回収・処理する集団回収は、一部の団体等によって維持されていますが、近年、減少傾向にあります。集団回収のメリット・目的は、ごみ処理の多重性確保や効率化、コミュニティの活性化などが考えられますが、より良いごみ処理推進のため、集団回収の目的や手法について整理・検討を進め、その意義の向上と明確化に取り組みます。

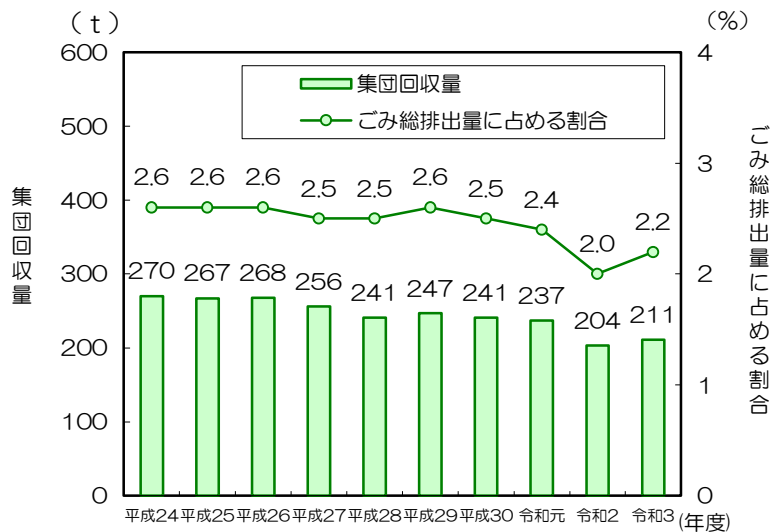


図 2-3-3 集団回収量の推移

(4) 生ごみの減量

家庭系の燃やせるごみの中で「厨芥類（生ごみ）」は約 38%と高い割合を占めています。

焼却処理量及び最終処分量の削減のためにも、生ごみ処理容器の活用などの自家処理の推進や水切り徹底などにより、一層の生ごみ減量化を図る必要があります。

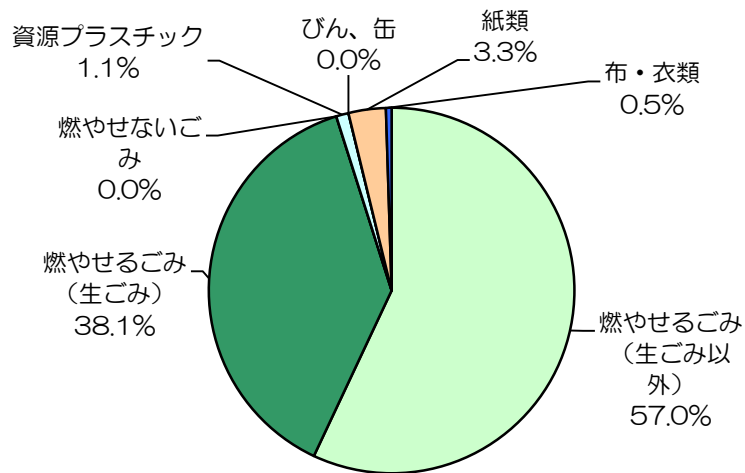


図 2-3-4 燃やせるごみの湿ベース組成調査（令和 3（2021）年度実績）

(5) 剪定枝の資源化に向けた検討

久喜宮代清掃センターでは、剪定枝資源化設備により一般家庭などから直接持ち込みされる剪定枝の一部を資源化していましたが、設備の老朽化により令和 2（2020）年度で終了しました。

今後、町が剪定枝の資源化施設を整備することは困難ですが、剪定枝の資源化が可能な民間事業者との調整ができるようであれば、回収方法も含め、検討していくこととします。

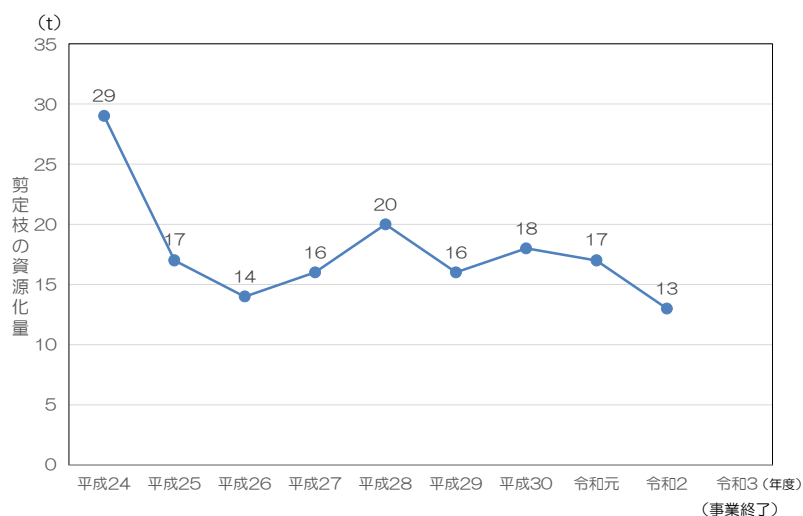


図 2-3-5 剪定枝の資源化量の推移

4. ごみの収集・運搬に関する課題

(1) ごみ集積所の適正管理

町内 1,756 ヶ所（R4.4 月現在）の集積所における不適正なごみ出し（未分別などの、指定された出し方を守らないごみ出し、地区住民以外からの投げ込み等）や資源物の持ち去り（特に古紙類）が発生しています。集積所の管理のあり方について検討する必要があります。

(2) 安全なごみ収集の継続

収集作業中の引火・爆発等の事故を防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、有害ごみ（蛍光管、水銀式体温計・水銀式血圧計等、乾電池類、モバイルバッテリー、充電式小型家電、スプレー缶・ガスボンベ、ライター類）の分別徹底について意識啓発・指導等を継続する必要があります。

(3) 事業系ごみの適正な収集・運搬

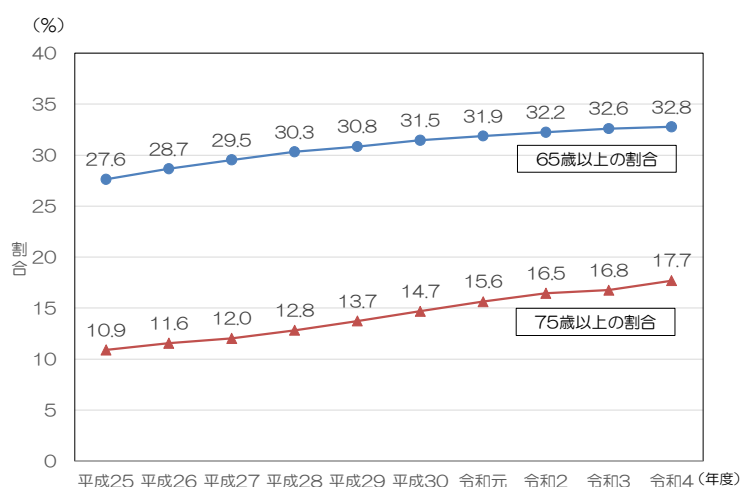
事業者への事業系ごみの適正な排出方法の周知と併せて、収集運搬業者への事業系ごみの取扱いの周知を引き続き徹底する必要があります。

また、事業系ごみの処理手数料については、負担の公平化の観点も踏まえて必要に応じて検討を行い、ごみの排出者に適正・公平な負担となるよう配慮する必要があります。

(4) 人口減少・超高齢社会への対応

住民の高齢化が進行しており、今後は人口減少、急速な高齢化、要介護者の増加が見込まれ、これらの結果として在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつの排出量の増加が予測されます。そのため、医療機関、収集運搬業者との連携・協力の下、将来における医療廃棄物や使用済み紙おむつの収集のあり方について検討する必要があります。

現在、組合では高齢者などで資源物やごみを集積所に出すことが難しい方を対象に「戸別収集（ふれあい収集）」を実施しています。今後、超高齢社会への対応に向けて、ごみ収集のあり方について更なる検討が必要です。



出典) 町ホームページ、年齢男女別住民基本台帳人口
注) 各年 4 月 1 日現在

図 2-4-1 65 歳以上及び 75 歳以上の割合

5. ごみの処理・処分に関する課題

(1) 焼却処理

ごみ焼却量は横ばいで推移していましたが、令和元年度以降増加しています。

久喜宮代清掃センターは竣工後、1号炉は47年、2号炉は42年が経過しており、現行施設への負担軽減に向けた焼却処理量の削減が必要です。

なお、令和9（2027）年度からはごみ処理を久喜市への事務の委託により行う予定です。また、資源プラスチック類は焼却する予定となっています。そのため、より一層のごみ処理量の削減へ向けてごみの発生抑制、減量化・資源化を推進する必要があります。

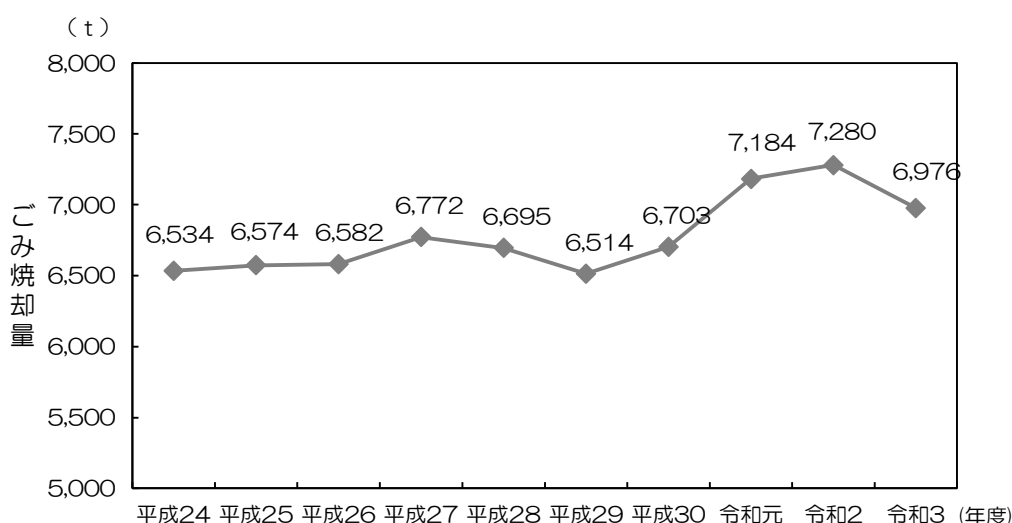


図 2-5-1 ごみ焼却量の推移

(2) 最終処分

町は最終処分量削減のため、ごみの発生抑制、減量化・資源化に取り組んできており、令和2（2020）年度において最終処分率は1.3%となっています。全国の8.7%、県の3.7%と比較して低い値となっています。

町は最終処分場を保有しておらず、管外の最終処分場で埋立処分をしていることから、今後も一層の最終処分量の削減に努める必要があります。

表 2-5-1 最終処分率の比較（令和2（2020）年度）

項目	町	全国	埼玉県
ごみ総排出量 (t)	10,323	41,669,102	2,324,484
最終処分量 (t)	132	3,637,775	85,759
最終処分率 (%)	1.3	8.7	3.7

出典：町は令和2年度実績値

国、県；一般廃棄物処理実態調査（令和2年度）

最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量×100

(3) 資源化

町は、資源物の集団回収及び分別収集、中間処理における資源回収、焼却灰のセメント原料化等、様々な取組を行っており、令和2（2020）年度のリサイクル率は37.1%となっています。これは全国及び埼玉県の実績値と比較して高い値となっています。

これまで行ってきた取組を引き続き推進していくとともに、リサイクル率をさらに高める取組を検討する必要があります。

表 2-5-2 リサイクル率の比較

項目	町	全国	埼玉県
ごみ総排出量（t）	10,323	41,669,102	2,324,484
再生利用量（t）	3,829	8,325,970	567,706
リサイクル率（%）	37.1	20.0	24.4

出典：町は令和2年度実績値

全国及び埼玉県実績値は環境省一般廃棄物処理実態調査（令和2年度）

リサイクル率＝再生利用量÷ごみ総排出量×100

再生利用量は集団回収量、直接資源化量、中間処理後資源化量の合計

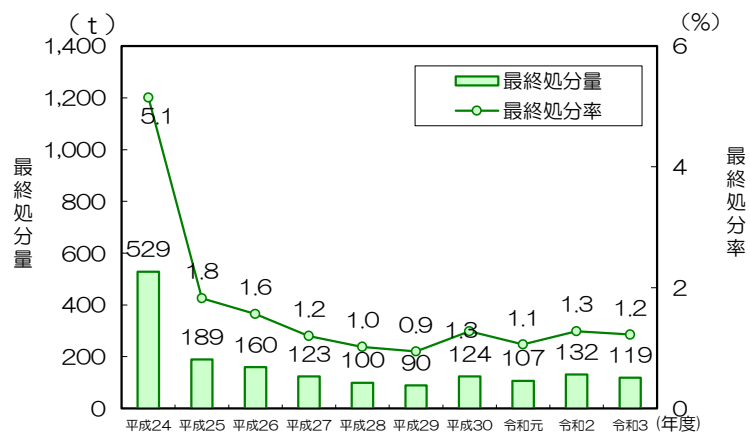


図 2-5-2 最終処分率の推移

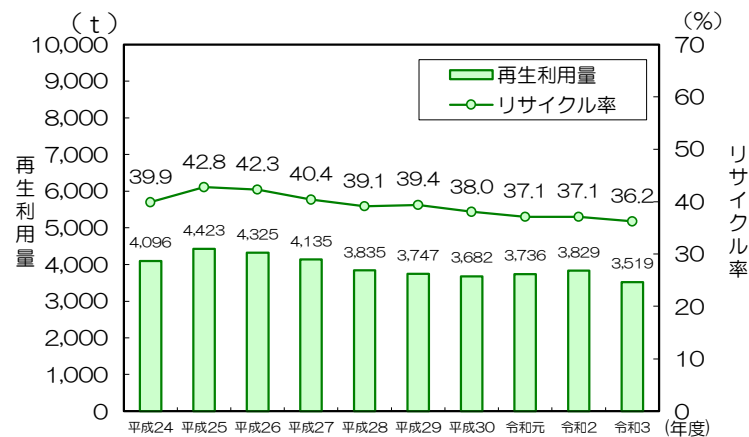


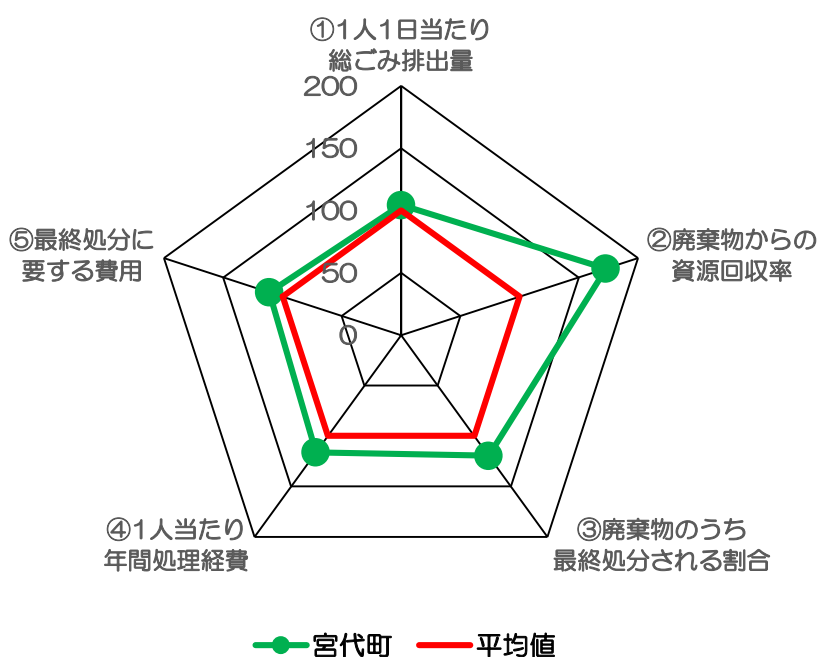
図 2-5-3 リサイクル率の推移

(4) 県内町村との比較

町の一般廃棄物処理事業のシステム評価を行うため、環境省が示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき主要な指標について類似都市との比較を行いました。なお、ここでの類似都市とは、埼玉県内の町村とし、宮代町を含めた23町村により比較しました。

環境省一般廃棄物処理実態調査結果（令和2（2020）年度）に基づく町との比較結果は以下のとおりです。町は、全ての項目において県内町村の平均値よりも優れた結果となっています。

以下に、各評価指標について、結果を整理します。



※赤線で示した正五角形が町村平均値を示し、これを100として上回っている場合（外側に位置している場合）類似都市平均値よりも優れた成果を上げていることを示しています。

図 2-5-4 町のシステム評価

①1人1日当たりごみ総排出量

1人1日当たりごみ総排出量は、町は835g/人・日であり、県内町村平均値の873g/人・日より38g/人・日少ない値となっています。

②廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化を除く）

資源回収率は、町は34.5%であり、県内町村平均値の20.0%より14.5%高い値となっています。

③廃棄物のうち最終処分される割合

最終処分される割合は、町は3.5%であり、県内町村平均値の4.4%より0.9%低い値となっています。

④1 人当たり年間処理経費

1人当たり年間処理経費は、町は11,923円/人・年であり、県内町村平均値の14,248円/人・年より2,325円/人・年、安価となっています。

⑤最終処分に要する費用

最終処分に要する費用は、町は39,658円/tであり、県内町村平均値の44,661円/tより5,003円/t、安価となっています。

※なお一般廃棄物実態調査では、焼却灰のセメント原料化は資源物に含んでいないため、資源回収率と最終処分率は、町の公表値と異なっています。

表 2-5-3 埼玉県内町村との比較

市町村名	人口	人口一人一日 当たり ごみ総排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分される 割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量 に要する費用
	(人)	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
伊奈町	44,907	0.856	0.208	0.103	14,845	46,180
三芳町	38,180	0.871	0.187	0.005	11,729	36,561
毛呂山町	33,256	0.905	0.157	0.090	11,947	35,519
越生町	11,384	0.845	0.198	0.090	15,694	49,991
滑川町	19,452	0.748	0.212	0.049	17,001	64,194
嵐山町	17,753	0.860	0.223	0.044	18,660	60,942
小川町	29,227	0.836	0.249	0.047	17,688	59,452
川島町	19,751	0.982	0.251	0.000	15,598	43,377
吉見町	18,693	0.829	0.191	0.000	10,485	28,931
鳩山町	13,506	0.915	0.202	0.092	15,851	46,714
ときがわ町	10,914	0.804	0.256	0.046	21,981	76,977
横瀬町	8,140	0.772	0.206	0.036	9,091	28,587
皆野町	9,536	0.798	0.198	0.031	9,292	28,173
長瀬町	6,892	0.862	0.208	0.032	9,914	27,831
小鹿野町	11,251	0.847	0.207	0.032	9,332	26,659
東秩父村	2,736	0.792	0.223	0.047	39,552	140,734
美里町	11,114	1.172	0.140	0.033	9,649	22,000
神川町	13,412	0.939	0.124	0.034	11,968	34,411
上里町	30,893	0.965	0.119	0.034	9,508	26,739
寄居町	33,059	0.941	0.128	0.021	12,051	35,047
宮代町	33,874	0.835	0.345	0.035	11,923	39,658
杉戸町	44,538	0.841	0.214	0.020	13,955	40,960
松伏町	28,947	0.868	0.147	0.080	9,998	27,569
平均値	21,366	0.873	0.200	0.044	14,248	44,661
最大値	44,907	1.172	0.345	0.103	39,552	140,734
最小値	2,736	0.748	0.119	0.000	9,091	22,000
標準偏差	12,537	0.088	0.051	0.029	6,547	25,292
指標値	-	104.4	172.8	119.6	116.3	111.2

県内町村と比較した結果、町の廃棄物処理システムは、優れた結果を示していることが明らかとなり、これまでの取組の一定の成果が確認できました。今後も引き続き、住民の理解と協力の下、ごみの発生抑制、資源化を推進して行く必要があります。

第3章 ごみ処理量の予測

1. 将来人口の設定

令和5（2023）年以降の町の将来人口は、宮代町まちづくりデータブック（令和3年3月）に基づく将来推計人口を基本として設定しました。

表 3-1-1 町の将来人口

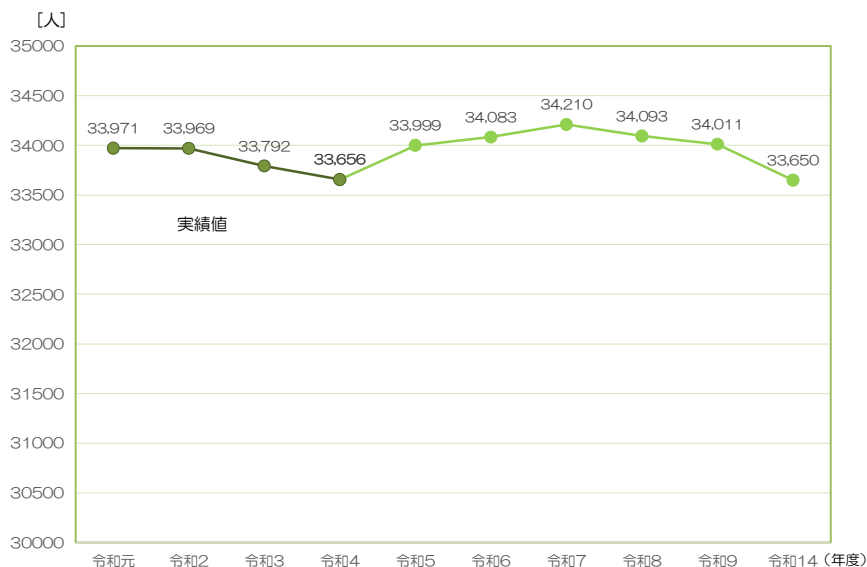
(人)

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和14
人口	33,971	33,969	33,792	33,656	33,999	34,083	34,210	34,093	34,011	33,650

注1. 網掛けは実績値を示します。

2. 実績値は4月1日現在、推計値は各年1月1日時点の人口を示します。

図 3-1-1 町の将来人口



2. ごみ処理量の予測

ごみ処理量の予測に関する特記事項を以下に示します。

1. 将来予測は「現状推移時」を基本として、令和4～14（2022～2032）年度までのごみ排出量、処理・処分量を算出しました。
2. 将来のごみ排出量、処理・処分量は、過年度の推移状況や直近年次の実績値より推計しました。
3. 令和9（2027）年度から、新施設稼働に伴ってプラスチックを焼却する予定のため、それを反映させています。
4. 令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響で、家庭系ごみ排出量が大きく増加しました。そのため予測値は令和元年度までのごみ排出量の変化を基に推計しました。

3. ごみ処理量の予測結果

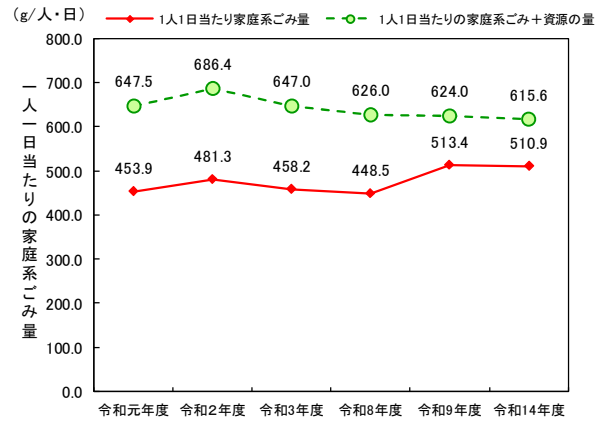
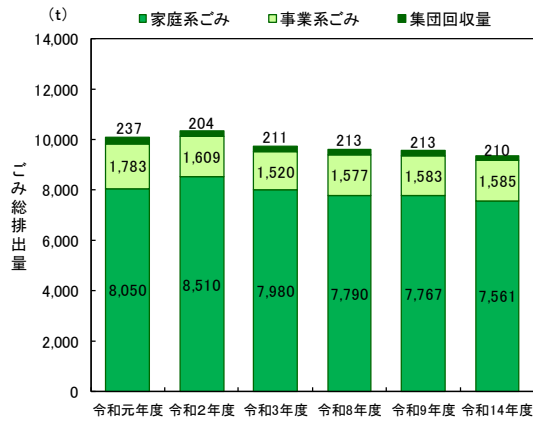
現状推移時のごみ排出量、処理・処分量の予測結果を以下に示します。

表 3-3-1 ごみ排出量、処理・処分量の予測結果 [現状推移時]

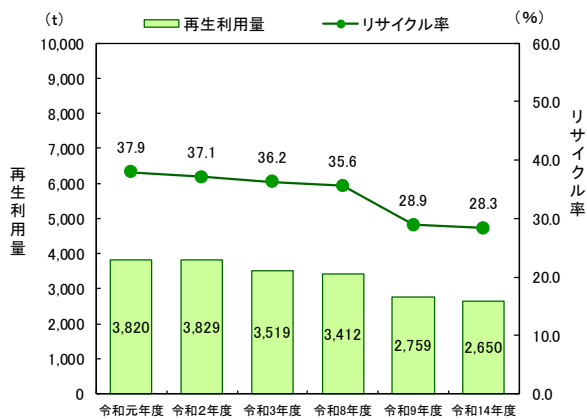
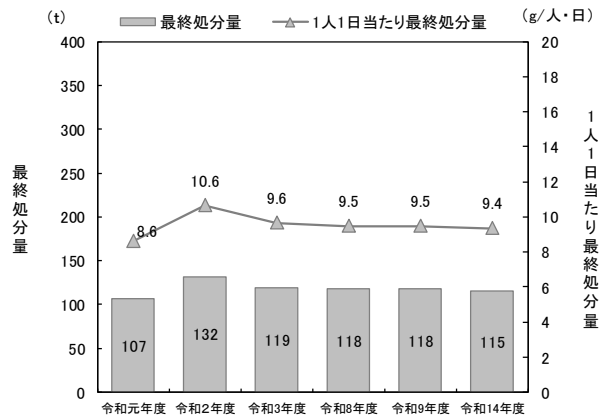
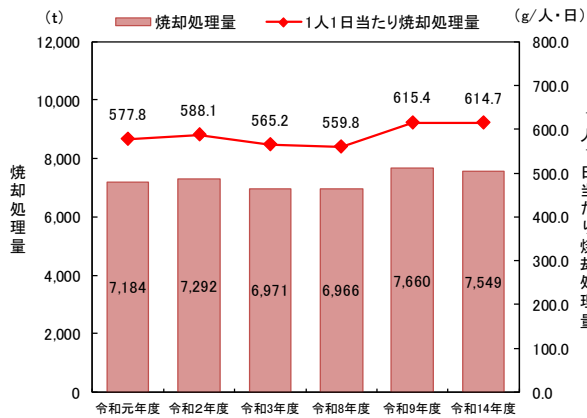
項 目	単位	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和8	令和9	令和14	
人口	人	33,971	33,969	33,792	33,656	33,999	34,210	34,093	34,011	33,650	
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	366	365	
ごみ総排出量	t/年	10,070	10,323	9,711	9,556	9,651	9,635	9,581	9,564	9,355	
計画処理量	t/年	9,833	10,119	9,500	9,346	9,438	9,422	9,368	9,351	9,145	
家庭系	家庭系合計	t/年	8,050	8,510	7,980	7,814	7,879	7,844	7,790	7,767	7,561
	ごみ合計	t/年	5,643	5,968	5,652	5,537	5,601	5,606	5,581	6,391	6,275
	資源合計	t/年	2,407	2,542	2,328	2,276	2,278	2,238	2,209	1,376	1,286
事業系	事業系合計	t/年	1,783	1,609	1,520	1,532	1,559	1,577	1,577	1,583	1,585
	ごみ合計	t/年	1,551	1,408	1,438	1,450	1,476	1,494	1,495	1,552	1,554
	資源合計	t/年	232	201	82	82	83	83	83	31	31
集団回収量	t/年	237	204	211	210	213	214	213	213	210	
ごみ総排出量原単位	g/人・日	809.9	832.6	787.3	777.9	775.6	771.6	769.9	768.3	761.7	
家庭系ごみ原単位(ごみ+資源)	g/人・日	647.5	686.4	647.0	636.1	633.2	628.2	626.0	624.0	615.6	
家庭系ごみ原単位(ごみ)	g/人・日	453.9	481.3	458.2	450.8	450.1	449.0	448.5	513.4	510.9	
家庭系ごみ原単位(資源)	g/人・日	193.6	205.0	188.7	185.3	183.1	179.2	177.6	110.5	104.7	
事業系ごみ原単位(ごみ+資源)	g/人・日	143.4	129.8	123.2	124.7	125.3	126.3	126.8	127.2	129.0	
事業系ごみ原単位(ごみ)	g/人・日	124.7	113.6	116.6	118.1	118.6	119.7	120.1	124.7	126.5	
事業系ごみ原単位(資源)	g/人・日	18.7	16.2	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	2.5	2.5	
集団回収	g/人・日	19.1	16.4	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	
焼却処理量	t/年	7,184	7,292	6,971	6,880	6,968	6,991	6,966	7,660	7,549	
燃やせるごみ(全量)	t/年	6,659	6,795	6,588	6,495	6,579	6,601	6,578	7,446	7,339	
破砕処理後焼却処理量ほか	t/年	525	497	383	385	389	390	388	214	210	
生ごみ残渣	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1人1日当たり焼却処理量	g/人・日	577.8	588.1	565.2	560.1	560.0	559.9	559.8	615.4	614.7	
焼却処理率	%	71.3	70.6	71.8	72.0	72.2	72.6	72.7	80.1	80.7	
プラスチック固形化	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
剪定枝資源化	t/年	17	13	0	0	0	0	0	0	0	
生ごみ堆肥化	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生ごみ減容化及び堆肥化	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分量	t/年	107	132	119	117	118	118	118	118	115	
直接埋立	t/年	13	16	15	15	15	15	15	15	14	
焼却残渣	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中間処理施設処理残渣	t/年	94	116	104	102	103	103	103	103	101	
1人1日当たり最終処分量	g/人・日	8.6	10.6	9.6	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.4	
最終処分率	%	1.1	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
再生利用量	t/年	3,820	3,829	3,519	3,462	3,480	3,445	3,412	2,759	2,650	
直接資源化量	t/年	2,252	2,415	2,171	2,121	2,122	2,084	2,057	1,309	1,223	
中間処理後再生利用量	t/年	1,331	1,210	1,137	1,131	1,145	1,148	1,143	1,237	1,217	
集団回収量	t/年	237	204	211	210	213	214	213	213	210	
再生利用率(リサイクル率)	%	37.9	37.1	36.2	36.2	36.1	35.8	35.6	28.9	28.3	

- 注1. 網掛けは実績値を示します。
 2. 四捨五入しているため、各項目の和と合計欄の値が一致しない場合があります。
 3. 計画処理量については、※1・※2は同値になります。
 (※1: 家庭系ごみ、事業系ごみの合計、※2: ごみ・資源の品目別の合計)
 4. 焼却処理率=焼却処理量÷ごみ総排出量
 5. 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量
 6. リサイクル率=再生利用量÷ごみ総排出量
 7. 令和4年の人口については実績値を使用しています。

(1) ごみ排出量の予測結果



(2) 処理・処分量の予測結果



第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念

町ではこれまで様々な発生抑制、減量化・資源化施策を実施してきました。その結果、集団回収・資源物を除く1人1日当たりのごみ排出量やリサイクル率等に関して、埼玉県と同規模自治体の中では高い水準となっています。今後は、地球環境に配慮して循環型社会、脱炭素社会の形成をより一層推進するため、町、住民、事業者が一体になって、ごみの発生抑制、減量化・資源化に対する意識を強化する必要があります。

以上のことを踏まえ、本計画の基本理念を以下に示します。

《 計画の基本理念 》

一人ひとりが自覚を持って進めるごみの減量化と資源化

2. 基本方針

町では、ごみの発生抑制、減量化・資源化を重視しており、ごみ排出量は減少傾向を示しています。この傾向は、埼玉県内のみならず全国でも高い水準であり、今後もこれを継続し、ごみの発生抑制、減量化・資源化及びごみの適正処理を引き続き推進していくことが必要です。そのためには、住民一人ひとりが自覚をもって、極力ごみを出さない、資源化を中心としたライフスタイルに変えていくことも必要です。

それにより、ごみの発生抑制、減量化・資源化を推進し、環境負荷の低減を図ります。

このため、本計画では基本方針を以下のとおり定め、計画の基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

《 基本理念の実現を目指すための基本方針 》

基本方針 1. ごみの減量化

- 行政、住民、事業者の連携・協働により、ごみの減量化を図ります。

基本方針 2. 資源化の推進

- 分別の徹底により、資源回収量の増加と資源物の有効活用を図ります。
- 資源の効率的な回収とリサイクルルートの確保を図ります。

基本方針 3. 環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進

- ごみの減量と分別の徹底により、焼却処理量の削減を図るとともに、最終処分量の削減を図っていきます。
- 環境への負荷を抑え、安全・安心なごみ処理事業を実践します。

3. 将来目標

計画期間は、令和 5（2023）年度を初年度、令和 13（2031）年度を最終年度とする 9 年間とします。目標年度は計画終了後の翌年度、令和 14（2032）年度までの数値目標とし、令和 3（2021）年度の値を基準値として定めます。

現状推移時の推計結果を踏まえ、減量化・資源化行動を実施していくことで、ごみ排出量の削減を進めていきます。

目標 1 ごみ減量化目標

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）を
令和 14（2032）年度までに、
令和 3（2021）年度の実績値に資源プラスチック類の排出
量を加味した値と比較して 9.6%削減します。

令和 9（2027）年度に処理方法が変更になり、プラスチック類を資源物から燃やせるごみへ変更することに伴い、資源物を除く 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は令和 3（2021）年度よりも増加することになります。しかし、発生抑制、減量化・資源化を推進し、ごみとして排出される量（燃やせるごみ・燃やせないごみ・有害ごみ・粗大ごみ）を削減することで、令和 3（2021）年度の実績値に資源プラスチック類の排出量を加味した値と比較して 9.6%削減します。

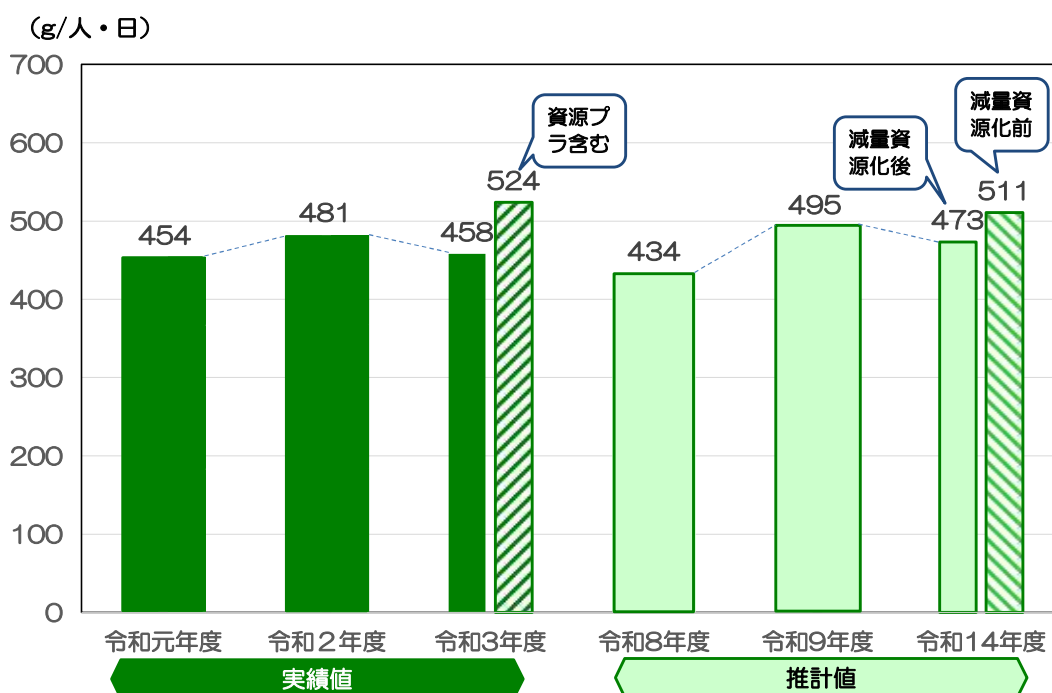


図 4-3-1 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）

目標2 環境への負荷を抑えたごみ処理目標

1人1日当たりの焼却処理量を
令和14(2032)年度までに、
令和3(2021)年度の実績値に資源プラスチック類の排出
量を加味した値と比較して9.1%削減します。

令和9(2027)年度に処理方法が変更になり、プラスチック類を資源物から燃やせるごみへ変更することに伴い、焼却処理量は令和3(2021)年度よりも増加することになります。しかし、発生抑制、減量化・資源化を推進し、焼却処理量を削減することで、令和3(2021)年度の実績値に資源プラスチック類の排出量を加味した値と比較して9.1%削減します。

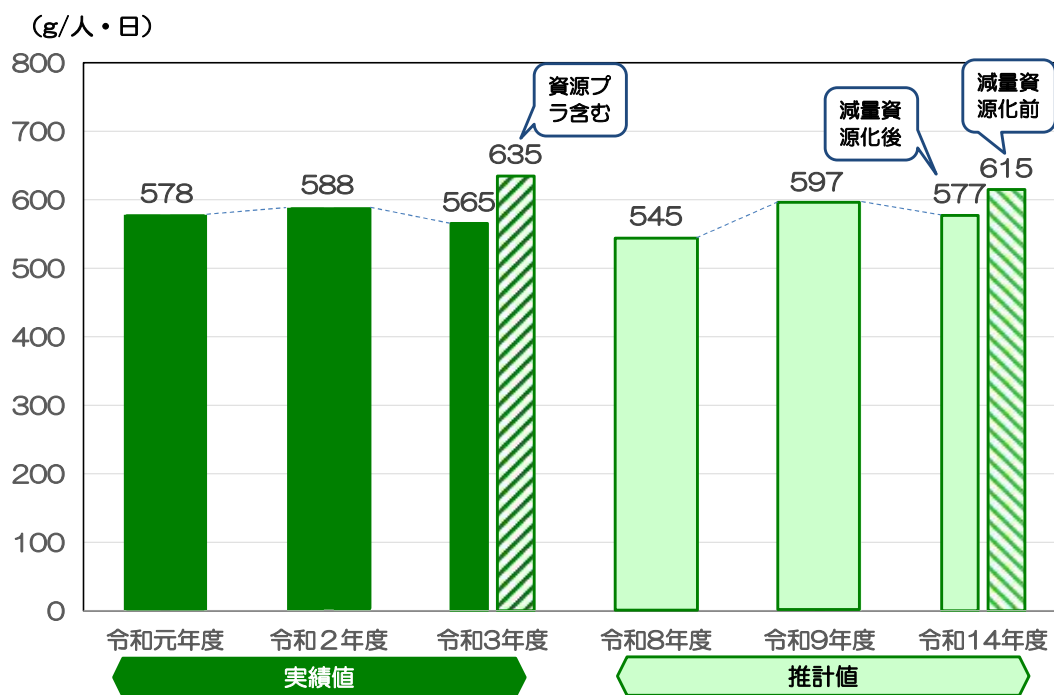


図 4-3-2 1人1日当たりの焼却処理量

目標3 環境への負荷を抑えたごみ処理目標

最終処分量を

令和14(2032)年度までに、
令和3(2021)年度の実績値に対して3.4%削減します。

家庭系及び事業系ごみの発生抑制、減量化・資源化を推進するとともに、焼却灰等の再生利用を継続し、令和14(2032)年度までに令和3(2021)年度の実績値に対して3.4%最終処分量を削減します。

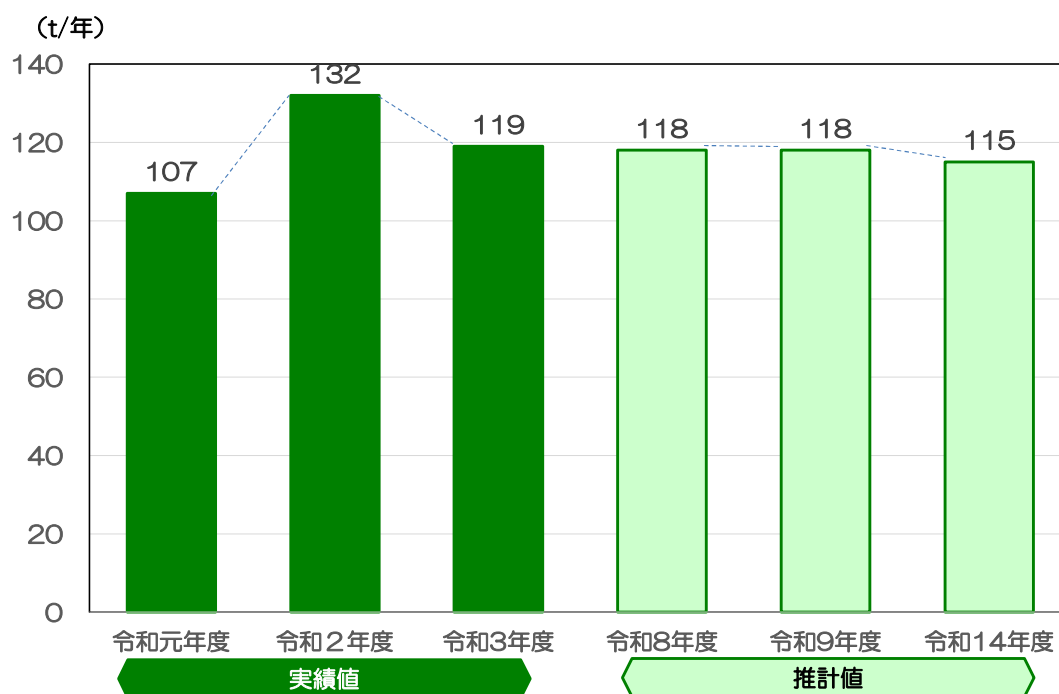


図 4-3-3 最終処分量

目標4 資源化目標

再生利用率（リサイクル率）を
令和14（2032）年度に、
現状維持した場合との比較で0.5%上昇させます。

※再生利用率（リサイクル率）には集団回収量を含みます。

令和9（2027）年度に処理方法が変更になり、プラスチック類を資源物から燃やせるごみへ変更することに伴い、再生利用率が大きく低下します。しかし、積極的な資源化の推進により、令和14（2032）年度も28.8%とし、現状維持した場合との比較で0.5%上昇させます。

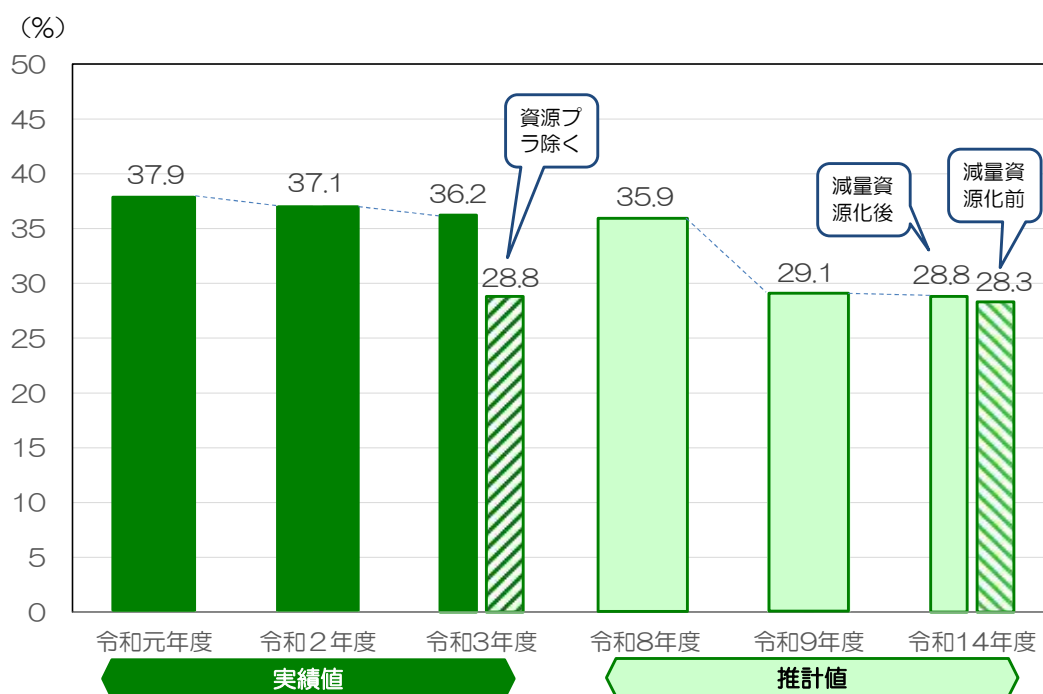
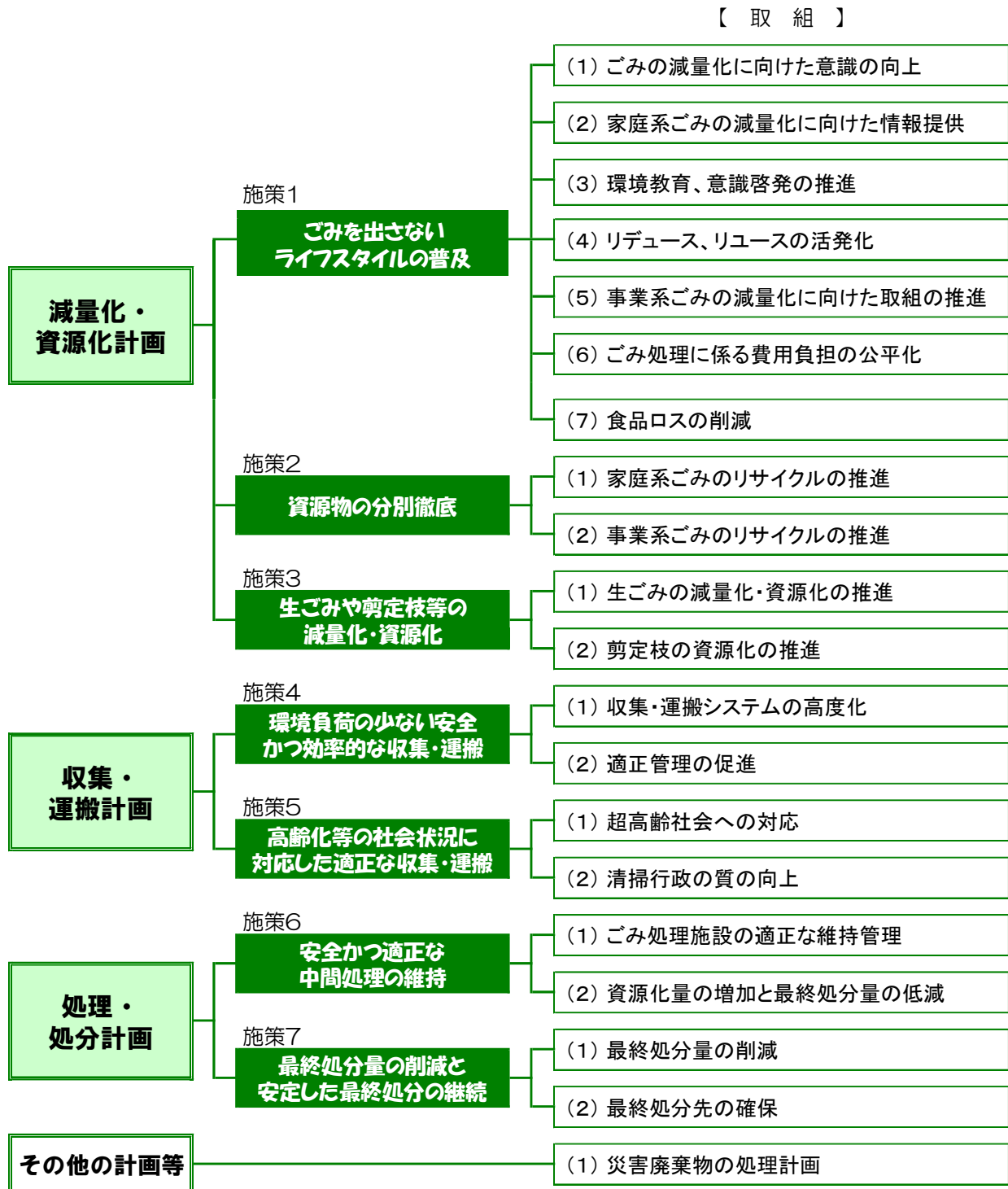


図 4-3-4 再生利用率（リサイクル率）

4. 施策体系図



5. ごみの減量化・資源化の推進のための施策

5-1. 減量化・資源化計画

近年、ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみの排出量は減少傾向で推移していますが、ごみの更なる発生抑制、減量化・資源化を図るため、本計画では、以下の施策を展開します。

重点項目

施策1 「ごみを出さないライフスタイル」の普及

施策2 資源物の分別徹底

施策3 生ごみや剪定枝の減量化・資源化

➡ 施策1 ごみを出さないライフスタイルの普及

(1) ごみの減量化に向けた意識の向上

事業	取組内容	今後の方針
①ごみの減量化に向けた意識の向上	4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進	推進
	キャラクターを活かした広報、啓発の推進	継続

①ごみの減量化に向けた意識の向上

住民に対して、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の観点から減量化意識の向上を図ります。

- リフューズ（ごみになるものを持ち込まない）
 - ・買い物に際して、マイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断る。
 - ・外出時にはマイボトルを持参する。
 - ・使い捨ての箸やスプーンは断り、マイ箸等を使用する。
 - ・飲食店は量や付け合わせの要否など、利用者が選択できる方式を積極的に取り入れる。
- リデュース（購入と使用を減らす）
 - ・詰替え可能な商品を利用する。
 - ・使い捨てではなく、繰り返し使用が可能な商品を活用する。
 - ・食事に際して食べ残しをしない。食べきれ分だけ購入する。
- リユース（不要なものは必要な人へ、物の寿命を最大限に生かす）
 - ・不要品は、フリーマーケットやリサイクルショップ、フリマアプリを活用する。
 - ・修理ができる場合は修理をして、できるだけ長く使い続ける。
- リサイクル（再利用できないものは、資源として生かす）
 - ・ごみの分別ルールをしっかりと守り、別の製品やエネルギーとして活用する。

また、キャラクターを活かし、多くの人に親しみやすい啓発を行うことで、ごみの減量化に対する関心を高めます。

(2) 家庭系ごみの減量化に向けた情報提供

事業	取組内容	今後の方針
① 情報提供のあり方の工夫	広報紙・ホームページ等の活用により、減量化に向けた情報提供のあり方の工夫	継続

① 情報提供のあり方の工夫

広報紙・ホームページ等の活用により、ごみの分別徹底や4Rの情報を積極的に提供します。その際には、わかりやすく、より効果的な内容とします。

また、住民がごみの減量やリサイクルに関心を持つことができるよう、ごみ処理の見える化を図るなど、情報のあり方を工夫します。

(3) 環境教育、意識啓発の推進

事業	取組内容	今後の方針
① 環境教育の充実	小学生教育用ホームページを設置	継続
	学校でのごみの学習の実施	継続
	出前講座（ごみの発生抑制等）の利用促進	推進
	ごみの発生抑制、減量化・資源化にかかる情報発信	継続
② 意識啓発の推進	施設見学の機会の提供	継続
	イベントでの啓発	継続
	廃棄物減量等推進員との連携強化、地域への情報発信及び4R（リデュース、リデュース、リユース、リサイクル）実践の普及	継続

① 環境教育の充実

ごみの発生抑制、減量化・資源化のためには、幅広い年齢層に対する環境学習の機会の創出が必要です。

循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得し、さらには実践してもらうため、子どもに対しては、学校等での環境教育・環境学習を継続して推進します。

また、すべての世代を対象とする生涯学習においても環境学習の機会を得られるよう、出前講座の利用促進を図ります。

〔出前講座の案〕

- ・ 私たちが出したごみのゆくえ～排出から最終処分まで～
- ・ 私たちが出したごみが大変身～リサイクル品として活用されるまでの道～
- ・ 身近な数字からわかるごみの今

② 意識啓発の推進

ごみ処理施設の見学会や、町のイベントを活用し、ごみ処理の現状・課題の周知とごみの発生抑制、減量化・資源化に対する意識啓発を図ります。

また、廃棄物減量等推進員には現在の役割に加え、災害時におけるごみ出しの意識啓発を行う役割を担ってもらい、地域のすみずみまでごみに関する情報が発信できるよう連携します。

(4) リデュース、リユースの活発化

事業	取組内容	今後の方針
①リデュースの活発化	指定ごみ袋の使用（燃やせるごみ／燃やせないごみ）	継続
②リユースの活発化	不要なものを再び活用できる仕組みづくり	推進

①リデュースの活発化

指定ごみ袋の使用によりごみの減量化に効果が見られることから、引き続き、指定ごみ袋によるごみの減量化を図ります。

②リユースの活発化

使っているものが不要となったとき、廃棄だけでなく、次の使い手を見つける、再び使えるように修理するなど、多くの方がリユースの手法を選択しやすい仕組みについて検討します。

(5) 事業系ごみの減量化に向けた取組の推進

事業	取組内容	今後の方針
① 排出事業者への指導強化	多量排出事業者への減量計画の策定及び管理の義務付け	継続
	排出事業者に対する減量化の呼びかけ	推進
	事業系ごみの適正処理についての周知	継続
	訪問指導、立入検査の件数を増やす	継続
② 排出事業者への動機づけ	業務用生ごみ処理機購入費補助の実施	継続

①排出事業者への指導強化

多量排出事業者に対し、減量計画の策定及び管理を義務付けることで、減量化の動機づけをします。

また、あわせて訪問指導、立入検査を実施します。

加えて、排出量の多少に関わらず、排出事業者には、事業系ごみの排出抑制と資源化の推進について啓発を行い、ごみ減量化への協力を求めています。

②排出事業者への動機づけ

業務用生ごみ処理機を導入している事業者の活用事例を紹介し、購入補助制度を広くPRします。

(6) ごみ処理に係る費用負担の公平化

事業	取組内容	今後の方針
①家庭系ごみ処理の有料化の検討	清掃センターに自己搬入する場合の家庭系ごみは引き続き、処理手数料を徴収する。	継続
	他自治体の成果を調査・研究し、その結果を踏まえて有料化を検討する。	推進
②事業系ごみ処理手数料の見直しの検討	事業系ごみの処理手数料を必要に応じ見直し	推進

①家庭系ごみ処理の有料化の検討

清掃センターへ自己搬入する場合には、平成 25 年 10 月から実施している処理手数料の徴収を継続します。

また、ごみ集積所に排出される家庭系ごみの公平なごみ処理費用の負担と減量化対策として、ごみ処理の有料化や、有料化に伴い導入する取組があれば、その効果について検討します。

②事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

ごみ処理にかかる費用の動向を踏まえた上で、現在の処理手数料と、実際の処理経費等を比較検討し、必要に応じて見直しをします。

(7) 食品ロスの削減

事業	取組内容	方針
①啓発の推進	広報紙・ホームページ等を活用した情報収集と提供	推進
	家庭系食品ロスの削減	推進
	事業系食品ロスの削減	推進
②フードドライブの促進	フードドライブの促進	推進

①啓発の推進

・広報紙・ホームページ等を活用した情報収集と提供
食品ロス削減の必要性について、理解しやすい内容及び良い事例等を情報収集してホームページや広報を活用して発信を行います。

〔家庭系食品ロスの削減案〕

- ・買いすぎ抑制やばら売り、少量パック活用の呼びかけ
- ・外皮・骨・内臓等の捨てられることが多い可食部分の調理方法や適切な保存方法の周知

〔事業系食品ロスの削減案〕

- ・容器包装削減の促進（簡易包装の選択）
- ・必要量を購入することで食べ残しの抑制を促す「彩の国エコぐるめ協力店」等の登録促進
- ・すぐに食べるものは手前から取る「てまえどり」の普及
- ・食べ残しの持ち帰りを普及

②フードドライブの促進

町社会福祉協議会が主体となり、フードドライブを実施しています。現在は、役場、郵便局、店舗等に食品寄付ボックスを設置し、支援が必要な世帯への配布やこども食堂での食材活用が行われています。

今後はそのような福祉施策の面に加えて、フードドライブの取組を周知することで、賞味期限・消費期限切れで廃棄される未利用食品の削減に繋がります。

➡ 施策2 資源物の分別徹底

(1) 家庭系ごみのリサイクルの推進		
事業	取組内容	今後の方針
①資源の分別の徹底	燃やせるごみ湿ベース組成分類調査を実施し、資源の混入状況を把握	継続
②多様なリサイクルルートの確保など	小型家電製品回収を実施	継続
	資源回収方法のあり方を検討	継続
	処理規格外の剪定枝のリサイクルルートを検討	継続
	難再生古紙及びシュレッダー紙のリサイクル・資源化に向けての検討	推進
	集団回収の推進	継続

①資源の分別の徹底

燃やせるごみの中の資源物の混入状況について調査を行います。調査結果に基づき、リサイクル可能な資源物について分別徹底をするよう、住民に啓発をします。

②多様なリサイクルルートの確保など

行政によるリサイクル可能な資源物の回収の他、多様なリサイクルルートを確保することにより、家庭から排出される資源物のリサイクルを推進します。

●小型家電製品回収を実施

使用済インクカートリッジや携帯電話、各種モバイル端末等の小型家電製品の回収、資源化の推進について広報等で住民の理解と協力を求める。

●資源回収方法のあり方を検討

資源回収量の増加、リサイクルの拡大のため、民間の資源回収・リサイクル事業（民間サービス）の積極的な活用を推進する。資源店頭回収状況の調査や新聞販売店舗における古紙回収状況の調査などを踏まえて、消費者、事業者それぞれがメリットを得られる方法を検討・実施し、民間サービスの活用を拡大、継続的な利用を推進する。

●処理規格外の剪定枝のリサイクルルートを検討

たい肥化も含めて剪定枝を様々な資源として活用するため、リサイクルルートを調査・研究する

●難再生古紙及びシュレッダー紙のリサイクル・資源化に向けての検討

回収・選別技術や再生技術の向上を注視しつつ、リサイクル・資源化に向けて検討する。

●集団回収の推進

集団回収をすることで資源の再利用推進、ごみの減量化及び生活環境の保全に加え、コミュニティの推進にもつながることから、継続して実施する。

(2) 事業系ごみのリサイクルの推進

事業	取組内容	今後の方針
①分別徹底による資源化推進に向けた誘導	広報紙・ホームページ等による啓発	継続
	資源物の分別の徹底を指導	継続
②リサイクルルートの確保	リサイクルルートの確保に向けた調査・研究及び利用促進の実施	継続

①分別徹底による資源化推進に向けた誘導

事業系由来の資源物が適正に分別され、リサイクルされるよう、広報紙・ホームページ等で啓発を行います。また、あわせて分別徹底の指導を実施します。

②リサイクルルートの確保

現在、近隣に受入先が少ない食品廃棄物、処理規格外の剪定枝などのリサイクルルートの確保に向け、調査・研究を行い、利用促進を図ります。

➡ 施策3 生ごみや剪定枝の減量化・資源化

(1) 生ごみの減量化・資源化の推進

事業	取組内容	今後の方針
①生ごみの減量化・全量資源化の展開	生ごみの減容化・資源化の調査・研究	継続
	生ごみの減容化・堆肥化の支援（アドバイス、指導）	継続
	生ごみの減量化・資源化の普及・啓発	継続

①生ごみの減量化・全量資源化の展開

生ごみの減容化・資源化のために、一人ひとりができる取組について調査・研究を行い、啓発します。

●生ごみの減容化・資源化の調査・研究

生ごみの減容化・資源化のための多様な利用方法についての調査・研究を行う。

〔方法案〕

- ・資源化のための地域内循環の仕組みの構築

●生ごみの減容化・堆肥化の支援（アドバイス、指導）

生ごみ処理機購入費の補助制度の活用促進を行う。また、生ごみの減容化・堆肥化についてのアドバイス等を行う。

●生ごみの減量化、資源化の普及・啓発

生ごみの水切りやエコクッキング、段ボールコンポストの活用、生ごみリサイクルに関することについて、普及・啓発を行う。

〔方法案〕

- ・講座の実施
- ・取組事例の紹介

(2) 剪定枝の資源化の推進

事業	取組内容	今後の方針
① 剪定枝の資源化の展開	剪定枝の資源化の調査・研究	継続
	剪定枝の資源化支援	継続

① 剪定枝の資源化の展開

剪定枝の資源化に関する調査や研究を行います。

また、家庭用の剪定枝粉碎機の個人使用の他、地区や自治会での使用など、多様な活用方法の提案・支援をします。

6. 環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進のための施策

6-1. 収集・運搬計画

本計画では、以下の施策を展開することにより、今後も適正な収集・運搬体制を維持し、衛生的かつ快適な生活環境の確保に努めるものとします。

重点項目

施策4 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬

施策5 高齢化等の社会状況に対応した適正な収集・運搬

➡ 施策4 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬

(1) 収集・運搬システムの高度化		
事業	取組内容	今後の方針
①ごみ収集の効率化	効率、安全性、住民ニーズに対応した収集運搬体制の構築	推進
	久喜市との業務共同化の検討	推進
②収集作業時の安全確保	収集作業員への安全指導を実施	継続
	委託業者連絡会議を開催し、安全指導を実施	継続

①ごみ収集の効率化

ごみ収集の効率性や安全性を保ちつつ、増加傾向にあるごみ集積所をはじめとする、ごみ収集に対する住民ニーズに対応した収集運搬体制についてこれまでの状況を踏まえて構築を進めます。

②収集作業時の安全確保

収集作業時の安全確保のため、収集業務委託業者の安全対策についての連絡調整の場を設け、指導を実施します。

(2) 適正管理の促進		
事業	取組内容	今後の方針
①ごみ出しルールの徹底	広報紙・ホームページ等による啓発	継続
	未分別排出者への直接指導の実施	継続
②集積所の適正管理の促進	廃棄物減量等推進員業務報告により集積所状況を把握	継続
	資源の持ち去り対策を強化	継続
	ごみ集積所環境整備補助金制度の実施	継続

①ごみ出しルールの徹底

ごみ出しルールの徹底のため、広報紙・ホームページ、集積所用看板等を活用し、住民に対する意識啓発を行います。未分別排出者に対しては、通知等、直接分別指導を行う機会を設け、ごみ出しルール順守を徹底します。

②集積所の適正管理の促進

廃棄物減量等推進員からの業務報告により、集積所の状況把握を行います。その上で課題や問題箇所についての解決方法を検討し、適正な管理へとつなげます。

集積所に出された資源類の持ち去りを未然に防ぐため、広報、集積所看板の活用等により注意喚起を行います。また、集積所を清潔に維持する地域の活動を支援するため、引き続き、ごみ集積所環境整備補助金制度を実施します。

➡ 施策5 高齢化等の社会状況に対応した適正な収集・運搬

(1) 超高齢社会への対応

事業	取組内容	今後の方針
① 高齢者などを対象とした収集	自力での集積所へのごみ出し困難者を対象とした戸別収集（ふれあい収集）を実施	継続
体制の維持継続	紙おむつ等のごみ出し負担軽減	継続

① 高齢者などを対象とした収集体制の維持継続

ご高齢の方や障がいがある方で「ごみ・資源」を集積所に出すことが難しい方を対象に、自宅の門前や玄関前でごみを収集する戸別収集（ふれあい収集）を実施します。なお、実施にあたり町の関係部門との連携や、地域内支援によるごみ出しを促進します。

また、使用済み紙おむつ・尿とりパッドの排出に関して、経済的負担軽減のため、指定袋以外の透明、又は無色半透明袋での収集も継続します。

(2) 清掃行政の質の向上

事業	取組内容	今後の方針
① 清掃作業の質の向上	接遇の維持向上及び厚生労働省が定める清掃事業における安全衛生管理要綱に沿った適切な作業の実施	継続
② 環境に配慮した収集・運搬のための調査・研究	環境に配慮した運搬車両の導入等についての調査・研究	推進

① 清掃作業の質の向上

作業に従事する職員及び委託業者に対して、接遇の維持向上と、厚生労働省が定める清掃事業における安全衛生管理要綱に沿った適切な作業の実施に努めます。

② 環境に配慮した収集・運搬のための調査・研究

ごみ収集等に使用する運搬車両にEV車などの、環境負荷の少ない車両の導入や、その他環境に配慮した収集・運搬の事例の調査・研究をします。そして、試験的運用例が増え、環境負荷低減の取組が普及してきた際には導入の検討を行います。

6-2. 処理・処分計画

ごみの中間処理については、組合、久喜市と連携し、安全かつ安定したごみの中間処理を行います。また新施設稼働後の再資源化については久喜市との調整結果に基づき実施します。

重点項目

施策6 安全かつ適正な中間処理の維持

施策7 最終処分量の削減と安定した最終処分の継続

➡ 施策6 安全かつ適正な中間処理の維持

(1) ごみ処理施設の適正な維持管理

事業	取組内容	今後の方針
①安定したごみ処理体制の構築	組合、久喜市と連携し、安定したごみ処理体制を維持	継続
	久喜市へのごみ処理事業の事務の委託に向けた体制整備を推進	継続

①安定したごみ処理体制の構築

安定的にごみ処理体制を維持するため、ごみ処理施設の定期点検に加えて、修繕工事を引き続き計画的に実施します。

また、久喜市の新施設稼働に向けて、組合と事務移管について、久喜市と事務の委託について調整を進めます。

(2) 資源化量の増加と最終処分量の低減

事業	取組内容	今後の方針
資源化量の増加と最終処分量の低減	再資源化（セメント原料化、人工砂化及び人工骨材化）を推進	継続

①資源化量の増加と最終処分量の低減

最終処分量の削減のため、焼却灰・ばいじんの全量資源化（セメント原料や人工砂、路盤材の材料として再利用）を継続します。また、不燃ごみの中から、鉄、アルミニウム、金属類を選別して資源として売却するなど有効に活用します。

なお、新施設稼働後の再資源化については久喜市との調整結果に基づき実施します。

➡ 施策7 最終処分量の削減と安定した最終処分の継続

(1) 最終処分量の削減

事業	取組内容	今後の方針
最終処分量の削減	再資源化（セメント原料化、人工砂化及び人工骨材化）を推進	継続

①最終処分量の削減

最終処分場の確保や限りある資源の活用のため、焼却灰・ばいじんの全量資源化（セメント原料や人工砂、路盤材の材料として再利用）を継続します。

なお、新施設稼働後の再資源化については久喜市との調整結果に基づき実施します。

(2) 最終処分先の確保

事業	取組内容	今後の方針
最終処分先の確保	県営処分場及び民間処分場を確保	継続

①最終処分先の確保

自区内での最終処分場の確保が難しいことから、更なる最終処分量の削減と資源化を促進します。また、今後も安定的な最終処分場の確保に努めます。

6-3. その他の計画等

(1) 災害廃棄物の処理計画

事業	取組内容	今後の方針
災害廃棄物処理計画	災害廃棄物処理計画の適正な管理・運用	推進

①災害廃棄物処理計画

大規模災害が発生した際の廃棄物処理について円滑な対応を行うため、「宮代町災害廃棄物処理計画」の庁内及び住民への共有を行います。

また、必要に応じて計画の見直しを行い、情報を更新します。

7. 計画のスケジュール

1.ごみの減量化・資源化の推進

項 目		計 画 期 間				
		平成29～令和4年度	令和5～9年度	令和10～13年度		
減量化・資源化計画			R4	R9		
施策1 ごみを出さないライフスタイルの普及						
1) ごみの減量化に向けた意識の向上	計画	実施	検証・見直し	実施	検証・見直し	
	検証結果	一部未実施				
2) 家庭系ごみの減量化に向けた情報提供	① 情報提供のあり方の工夫	計画	実施	検証・見直し	実施	検証・見直し
	検証結果	実施				
3) 環境教育、意識啓発の推進	① 環境教育の充実	計画	実施	検証・見直し	実施	検証・見直し
		検証結果	一部未実施			
	② 意識啓発の推進	計画	実施	検証・見直し	実施	検証・見直し
		検証結果	一部未実施			
4) リデュース、リユースの活発化	① リデュースの活発化	計画	実施	検証・見直し	実施	検証・見直し
		検証結果	一部未実施			
	② リユースの活発化	計画	実施、継続検討	検証・見直し	実施	検証・見直し
		検証結果	一部未実施			
5) 事業系ごみの減量化に向けた取組の推進	① 排出事業者への指導強化	計画	実施	検証・見直し	実施	検証・見直し
		検証結果	一部未実施			
	② 排出事業者への動機づけ	計画	実施、継続検討	検証・見直し	実施	検証・見直し
		検証結果	実施			
6) ごみ処理に係る費用負担の公平化	① 家庭系ごみ処理の有料化の検討	計画	計画期間を通じて検討→必要と認められた時点で有料化導入			
		検証結果				
	② 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討	計画	計画期間を通じて検討→必要と認められた時点で手数料見直し			
		検証結果				
7) 食品ロスの削減	① 啓発の推進	計画		実施	検証・見直し	
		検証結果				
	② フードドライブの促進	計画		実施	検証・見直し	
		検証結果				
施策2 資源の分別徹底						
1) 家庭系ごみのリサイクルの推進	① 資源の分別の徹底	計画	実施	検証・見直し	実施	検証・見直し
		検証結果	実施			
	② 多様なリサイクルルートの確保など	計画	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入	検証・見直し	実施	検証・見直し
		検証結果	一部未実施			
2) 事業系ごみのリサイクルの推進	① 分別徹底による資源化推進に向けた誘導	計画	実施	検証・見直し	実施	検証・見直し
		検証結果	実施			
	② リサイクルルートの確保	計画	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入	検証・見直し	実施	検証・見直し
		検証結果	一部未実施			
施策3 生ごみや剪定枝等の減量化・資源化						
1) 生ごみの減量化・資源化の推進	① 生ごみ減量化・全量資源化の展開	計画	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入	検証・見直し	実施	検証・見直し
		検証結果	一部未実施			
2) 剪定枝の資源化の推進	① 剪定枝の資源化の展開	計画	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入	検証・見直し	実施	検証・見直し
		検証結果	一部未実施			

2.環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進

項 目		計 画 期 間				
		平成29～令和4年度	令和5～9年度	令和10～13年度		
収集・運搬計画			R4	R9		
施策4 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬						
1) 収集・運搬システムの高度化	① ごみ収集の効率化	計画	実施、継続検討	実施	検証・見直し	検証・見直し
		検証結果	実施			
	② 収集作業時の安全確保	計画	実施、継続検討	実施	検証・見直し	検証・見直し
		検証結果	実施			
2) 適正管理の促進	① ごみ出しルールの徹底	計画	実施	実施	検証・見直し	検証・見直し
		検証結果	実施			
	② 集積所の適正管理の促進	計画	実施、継続検討	実施	検証・見直し	検証・見直し
		検証結果	一部未実施			
施策5 高齢化等の社会状況に対応した適正な収集・運搬						
1) 超高齢社会への対応	① 高齢者などを対象とした収集体制の維持継続	計画	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入	実施	検証・見直し	検証・見直し
		検証結果	一部未実施			
2) 清掃行政の質の向上	① 清掃作業の質の向上	計画	実施	実施	検証・見直し	検証・見直し
		検証結果	実施			
	② 環境に配慮した収集・運搬のための調査・研究	計画	実施、継続検討	実施	検証・見直し	検証・見直し
		検証結果	未実施			
処理・処分計画						
施策6 安全かつ適正な中間処理の維持						
1) ごみ処理施設の適正な維持管理	① 安定したごみ処理体制の構築	計画	実施、継続検討	実施	検証・見直し	検証・見直し
		検証結果	実施			
2) 資源化量の増加と最終処分量の低減		計画	実施、継続検討	実施	検証・見直し	検証・見直し
		検証結果	実施			
施策7 最終処分量の削減と安定した最終処分の継続						
1) 最終処分量の削減		計画	実施	実施	検証・見直し	検証・見直し
		検証結果	実施			
2) 最終処分先の確保		計画	実施、継続検討	実施	検証・見直し	検証・見直し
		検証結果	実施			
その他の計画等						
1) 災害廃棄物の処理計画		計画	検討	実施	検証・見直し	検証・見直し
		検証結果	実施			

8. 計画の推進と進行管理

8-1. 計画の推進体制

本計画では、基本理念を実現するため、ごみの減量を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回すことで環境負荷の少ない処理を行うことを廃棄物行政の基本としています。

基本理念の実現に向けて本計画で提案する施策は、行政・住民・事業者のパートナーシップにより、公平な分担と連携のもとで効率的かつ効果的に推進するものとします。

(1) 組合、久喜市、県、関係機関等との連携

ごみ処理事業の円滑な実施に向けて組合、久喜市との連携に努めます。

また、本計画に基づく施策を推進していく上で、県、隣接市町、関係機関などに対して協力や要請を求める場合が想定されるため、今後もこれらとの連携・協力体制の強化に努めます。

注) 組合との連携は、久喜市の新施設が稼働するまでとなります。

(2) 住民・事業者等との連携

本計画の基本理念の実現を目指して、住民・事業者等との連携・協力のための体制づくりに努めるとともに、以下のとおり、本計画の施策を展開します。

情報共有	行政・住民・事業者の三者の交流やコミュニケーション、情報交換等を実施 →本計画の基本理念や基本方針、目標などを共有 →新たな技術や手法、事例について広く情報収集し共有
理解促進	施設見学会や説明会等を通じて、ごみ処理に関する現状や課題に関する正しい認識、理解を促進する →モノの生産から再生・処分までを含めたごみ処理の現状と課題を理解 →経費削減や環境負荷軽減となるごみの減量化・資源化に対する理解
役割分担	住民や事業者との相互理解と協力、協働のもと、それぞれが役割と責務を担う →ごみの分別徹底等による発生抑制、減量化・資源化の推進 →地域内の資源循環と有効利用を推進



8-2. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、ISO14001 の環境マネジメントシステムの考え方に基づく PDCA サイクルに則り、進めていきます。この方法は、①計画 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) という手順を繰り返して行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出などを行うとともに、進捗が不十分な場合は改善案を検討し、新たな施策・取組を計画し、次のステップの実行へと移っていくものです。

各年度の 対応	<p>短期的に実施すべき施策、取組の取り扱い →毎年度、実施内容を点検・評価 →適切な推進を妨げる要因が確認できた場合は、対応策を検討し、各年度又は5年ごとの施策・取組の見直しへと繋げる</p>
5年ごとの 対応	<p>中・長期的に実施していく施策や取組、及び本計画の数値目標の取り扱い →進捗状況を毎年度の点検・評価で把握 →5年に1度の計画見直しの際に達成状況を評価 その後の5~10年間での取組内容の検討、目標値の見直し等を実施</p>
結果の 公表	<p>計画の実施状況、点検・評価結果、見直し内容などの公表 →計画の点検評価を行う第三者機関に報告 (各年度) →広報紙やホームページを通じて広く公表 (各年度) →住民・事業者の目で確認・審議し、意見や提案を今後の施策に反映 (各年度又は5年ごと)</p>



図 4-8-1 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理

用語説明

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことで「ごみ」と「し尿」に分類されます。

「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

【か行】

環境負荷

人が環境に与える負担のことであり、環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されています。単独では環境への悪影響を及ぼさなくとも、集積することで悪影響を及ぼすものを含みます。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、個々の部門が計画(Plan)を立てて実行(Do)し、点検・評価(Check)、見直し(Act)を行う仕組み(PDCA サイクル)のことをいいます。これらを繰り返し行い、目標の達成を目指します。

減容化・減量化

減容化は容積を小さくすること、減量化は重量を小さくすることです。

ごみを輸送する、あるいは最終処分する際には、容積が小さいことが望ましいので減容化します。家庭などから出るごみを減らすことは減量化で、減量化を行うことも減容化に繋がることになります。

戸別収集

ごみ排出者の自宅まで出向いてごみの収集を行う方法です。

【さ行】

災害廃棄物

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物などのがれきや木くず、コンクリート、金属くずなど様々なものより成り、その処理責任は発生した市町村にあります。

最終処分場

資源化又は再利用されなかった廃棄物の最終処分は埋立処分が原則とされており、埋立処分を行う施設を「最終処分場」といいます。

在宅医療廃棄物

在宅医療に関わる医療処置に伴い、家庭から排出される廃棄物です。

自家処理

生ごみを堆肥にするなど、ごみを家庭で自ら処理することです。

資源

再使用又は再生利用できる廃棄物のことです。町では、紙類、びん・缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、衣服・布などがこれにあたります。

集団回収

町内会や市民団体などが自ら行う資源の回収のことです。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

循環資源

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等のうち有用なものと定義されています。

3R（スリーアール）

リデュース（ごみを減らすこと）、リユース（使えるものは繰り返し使うこと）、リサイクル（ごみを資源として再び利用すること）の頭文字のRをとって3Rと総称します。

【た行】

中間処理

収集した可燃ごみの焼却、不燃ごみの破碎、資源の選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することです。

【は行】

ばいじん

すすや燃えかすの固体粒子状物質のことです。

フードドライブ

各家庭で余っている食品を持ち寄り、それらをまとめて食品を必要としている地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のことです。

分別収集

廃棄物の中間処理や最終処分を容易にするために、その材質ごとに廃棄物を分類し、それを収集することです。

【や行】

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する、又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律です。

4R（ヨンアール）

リデュース、リユース、リサイクルの3Rにリフューズを加え、頭文字の4つのRから4Rといます。

リフューズとはごみの発生を抑制するという意味合いではリデュースと同じですが、リデュースが詰替え製品の利用やエコクッキングなどによりごみとなるものを減らすことであるのに対し、リフューズは過剰包装を断るなど、ごみとなるものを受け取らない（断る）とするものです。

【ら行】

リサイクル（再生利用）

廃棄物等を原材料として再利用すること。再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収することをサーマルリサイクルといます。

サーマルリサイクルとしては、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例があります。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとしています。

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルに優先される取組です。

リフューズ（断る）

リフューズは過剰包装を断るなど、ごみとなるものを受け取らない（断る）とするもので、リデュースと同様、リユース、リサイクルに優先される取組です。

リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。

【ABC】

ISO14001

ISOとは国際標準化機構（International Organization for Standardization）の略称であり、本機構は、物やサービスの流通を促進するため、工業製品や単位等の国際的標準規格を作っています。

ISO14001とは、本機構が定めた地球環境の保全に関する環境マネジメントシステムの国際規格です。

RDF

生ごみやプラスチックなどの廃棄物を固形燃料にしたもののことです。